



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 27 日 (金)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 包括外部監査の結果に関する報告に基づき知事が講じた措置の公表・・・・・・・・・・ 2

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成26年2月18日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成25年度包括外部監査の結果に関する報告（以下「包括外部監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により別冊のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成27年2月27日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

第1 観光政策課（観光戦略課）

監査結果	講じた措置
<p>1 温泉地魅力向上事業 【いなば温泉郷支援事業】</p> <p>ーいなば温泉郷協議会</p> <p>ア 負担金の年度区分誤りについて【指摘事項】</p> <p>広報宣伝情報発信事業費のうち、楽天トラベル株式会社に対して、いなば温泉郷プロモーションキャンペーン特集として、1,575,000円を支出している。この特集の掲載期間は、平成25年3月18日から2か月間となっているため、全額を平成24年度の事業費として計上するのではなく、平成24年度と平成25年度に分割して計上すべきものである。同様に、県の負担金についても、平成24年度と平成25年度に区分したうえで予算措置を講じ、適正な支出を行うようにすべきである。 (34ページ)</p>	<p>講じた措置</p> <p>いなば温泉郷協議会（以下「協議会」という。）（事務局：一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会）に、事業年度所属区分等の会計に関する認識が十分でなく、また、県も実績報告書に基づく事務調査において、負担金対象経費の請求及び支出状況のチェックは行ったものの、支出原因となる契約書や契約内容のチェックを怠ったことが原因である。</p> <p>県は協議会に対して、再調査及び事実確認を行い、平成26年1月に再発防止の検討及び事務処理の適正化について指導した。</p> <p>協議会は、平成26年1月の理事会で、今回の指摘事項と再発防止を議題とし、今後同様の誤りを起こさないよう適正な事務執行に努めることを確認した。</p> <p>県においても、負担金の交付申請時に申請内容を十分に確認するとともに、事業執行状況の報告徴求、確認等により必要な助言・指導を行い、事業完了検査においても事業成果及び帳簿等の関係書類の精査及び確認を厳密に行うよう平成26年3月所属内で周知徹底した。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して補助金等（負担金を含む。）の実績報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>イ 事業内容の検査確認について【意見】</p> <p>いなば温泉郷協議会が実施する温泉地魅力向上事業の平成23年度と平成24年度の予算規模は、ともに3,930,000円で同額である。そのため、県の負担金額も、両年度とも1,310,000円で同額となっている。2年間連続で、事業費の金額が同額になることは、通常考えられないことであるため、県は、決算内容の検査確認を厳密に実施されたい。 (34ページ)</p>	<p>協議会の事務局は、協議会の会員である一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が担当しており、協議会の事務的な経費は同協会と協議の上、協議会予算の範囲内で経費負担することとしていたことから、結果的に2年連続で同額の決算となったものである。</p> <p>なお、事務的な経費の負担基準が定められておらず、県も、実績報告書に基づく事務調査において負担基準を求めていなかったため、補助制度のあり方及び必要な改善策等について検討を行い、平成26年3月に負担金交付要綱を改正し、対象経費について内容を明確にするとともに、事業計</p>

監査結果	講じた措置
	<p>画（報告）書に他の補助金の活用の有無を記載する欄を設けた。</p> <p>また、事業完了検査で事業成果及び帳簿等の関係書類の精査及び確認を厳密に行うよう平成 26 年 3 月所属内で周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して補助金等（負担金を含む。）の実績報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>【とっとり梨の花温泉郷支援事業】 －とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会 ア 事務所移転費用について【意見】</p> <p>収支決算書の支出の部に計上されている事務費のうち 800,000 円は、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の事務所移転費用である。当該支出は負担金の対象経費とされているが、負担金の交付目的などから考察すると、事務所移転費用は、温泉地の魅力向上のために行う事業の経費とは言い難いため、負担金の対象経費に含めることは不適切である。（36 ページ）</p>	<p>とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の事務所は、倉吉市内のショッピングセンター内に設置されていたが、平成 25 年 1 月、県中部の中核観光地である白壁土蔵群の近隣に移転した。</p> <p>当該事務所は訪れた観光客への情報発信やもてなし向上のため窓口案内機能も有しており、特に近年増加している外国人観光客に対して、当該事務所が県中部一円の窓口となって取り組んでいる。また、温泉地を核とした観光魅力の向上、情報発信及びもてなし向上を図るためには、観光地と隣接する場所での業務がより効果的であることから、総合的に検討された結果、現在地へ移転したものである。</p> <p>当該負担金の交付目的は、温泉地魅力向上事業負担金交付要綱第 2 条に「温泉地を核とした観光魅力の向上や情報発信の取組みを進め、誘客促進を図ること」と規定しており、今回の事務所移転費用は、来訪観光客への情報提供及びもてなし向上のための窓口案内機能の強化に向けた適地移転に係るものであり、対象経費として妥当であると考えている。</p>
<p>【皆生温泉にぎわい創出事業】 －皆生温泉にぎわい創出事業実行委員会 ア 事業内容の検査確認について【意見】</p> <p>事業収入に計上されている夏休みちびっこ広場の参加料収入は、予算額と決算額がともに 1,020,000 円で同額となっている。夏休みちびっこ広場の実際の参加者が当初の計画と全く同じとなることは通常考えられず、参加料収入が同額となっていることは不自然である。参加料収入の決算額を調整していることなどが懸念されるため、県は、決算内容の検査確認を厳密に実施されたい。（37 ページ）</p>	<p>皆生温泉にぎわい創出事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）（事務局：皆生温泉旅館組合）が実施した夏休みちびっこ広場の参加料収入が計画を下回ったため、不足額を皆生温泉旅館組合の自主財源で補填したが、予算額と決算額を同額にしななければならないと誤解してそのような表記としたこと、また、県も実績報告書に基づく事務調査において、確認不足であったことが原因である。</p> <p>平成 26 年 2 月に検査を厳格に行うことを課内で周知徹底するとともに、実行委員会に対して、平</p>

監査結果	講じた措置
	<p>成 25 年度の実績報告にあたり、参加料収入の実額を報告するよう指導するとともに、事務局である皆生温泉旅館組合が自ら負担金を拠出した金額については、それが分かるよう記載して報告するよう口頭で指導した。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して補助金等（負担金を含む。）の実績報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>2 古事記 1300 年記念るるぶ情報版古代ロマンの旅掲載事業</p> <p>ア 支出金額の算定根拠について【意見】</p> <p>当該負担金は、「古事記 1300 年記念るるぶ情報版古代ロマンの旅」の出版に当たって、鳥取県に係る部分として約 20 ページ相当の制作費用負担金として支出しているものであるが、見積書においては「一式」と表示しているのみであり、金額の具体的算出根拠が不明瞭である。</p> <p>今後は、支出金額の明細等を明らかにしたうえで支出を行うよう改善すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(37 ページ)</p>	<p>当該業務は、古事記編纂 1300 年記念にちなみ、古事記及び日本書紀にゆかりのある関係各県に負担金を募って出版する形の業者持込企画であり、県から細かい仕様書を示して委託制作するのではなく、負担金に応じてページをシェアし、編集段階でページの構成や掲載する観光素材について詰めていくものであり、「一式」との表記は、このような業務の性質上業務ごとの金額を細分化しがたいことから、従来通例となっていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託料契約事務で見積書を徴する場合、積算根拠を明確にした見積書を相手方に依頼するよう通知した。また、同年 6 月には、「特に、見積書記載の一つの内訳項目の金額が 100 万円以上であるにもかかわらず「一式」等で表現されているような場合は、その妥当性が判断できる場合を除き、積算根拠の内訳を見積りの相手方から徴取する」ことを通知した。</p>
<p>3 山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業</p> <p>ア 電動アシスト自転車の物品出納簿への登録漏れ【指摘事項】</p> <p>電動アシスト自転車 15 台は、平成 22 年度の当該委託契約において 1 台あたり 84,000 円で購入したものであり、県所有の備品である。そのため、鳥取県物品事務取扱規則に則って、当該電動アシスト自転車を県の物品管理システムの物品出納簿に登録しなければならないが、監査において、その登録状況を確認したところ、物品出納簿への登録が行われていなかった。</p> <p>購入時に物品出納簿への登録が行われなかったのは、委託契約で備品等の資産を取得することが稀であったことから、購入時において物品出納簿への登録を失念したためである。物品出</p>	<p>委託費で取得した備品については、「鳥取県物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項について（以下「運用方針」という。）」第 6 条関係 1（11）イに「県が委託した事務事業において、受託者が委託費で取得した備品を委託契約の終了（引き続き翌年度も契約を更新する場合を除く。）若しくは解除に伴い県が取得する場合又は委託費で取得され、委託中に当該事務事業には不用となった備品を県が取得する場合は、委託購入物品受入調書（様式第 3 号）により受け入れするものとする。（以下略）」と規定しており、購入時に物品出納簿へ登録することについての定めはない。</p>

監査結果	講じた措置
<p>納簿への登録を失念すると、県の所有する資産としての管理が行われないこととなるため、今後は、物品出納簿への登録漏れが生じないように注意する必要がある。また、当該物品が適切に管理されていることを確認するために、物品の管理状況を委託先に報告させるべきである。報告させる際には、物品の現物確認の結果についても、あわせて報告を受けることが必要である。 (39 ページ)</p>	<p>しかしながら、監査指摘のとおり、備品が適切に管理されていることを把握することが必要であることから、平成 26 年 2 月に受託者に備品台帳を整備するよう指示を行い、同月に整備した。また、受託者から管理状況を報告させることとし、同年 4 月に報告を受け、今後は、管理状況の報告を受けることとした。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に運用方針を改正し（同年 4 月 1 日適用）、受託者に備品台帳を整備させ、必要に応じ管理状況を報告させることとし、委託契約書にもこれらの事項について定めておくこととした。</p>
<p>イ 山陰海岸ジオパーク推進協議会への負担金の見直しについて【意見】</p> <p>人口割の人口については、平成 19 年に山陰ジオパーク推進協議会が設立されて以来、平成 17 年の国勢調査の人口を引き続き使用しており、平成 24 年度まで見直しが行われていない。負担金の金額を正確に算定するためにも、関係市町の人口の変動に基づいて、人口割に使用する人口も定期的に見直し、見直し後の人口に基づいて、人口割の負担金の金額を算定する必要がある。 (41 ページ)</p>	<p>平成 27 年度の負担金から、人口割は平成 22 年国勢調査のデータを使用する予定である。</p> <p>【経緯】</p> <p>山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟した平成 22 年に、その後の山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）の財源を確保するため、世界再認定審査がある平成 26 年度まではそれぞれの負担額を変更しないことを各自治体で申し合わせていた。</p> <p>その後、平成 25 年 10 月に推進協議会の構成府県市町で協議した結果、平成 27 年に山陰海岸で開催することが決定したアジア太平洋ジオパークネットワークの国際会議の開催経費を確保するため、平成 27 年度まではそれぞれの負担金額は現状のままとし、平成 28 年度から見直すこととした。</p> <p>監査意見を受けて、翌月（平成 25 年 11 月）の会議の場で、次回（平成 28 年度）の見直しの際には直近の国勢調査データを使うよう県から提案した。</p> <p>その後、アジア太平洋ジオパークネットワークの国際会議開催のため平成 27 年度に臨時に負担金を増額する必要が生じ、それに併せて平成 27 年から人口割のデータを直近の平成 22 年の国勢調査のものを使うよう構成府県市町で検討し、平成 26 年 8 月に合意した。</p> <p>なお、平成 25 年 12 月に日本ジオパークの再認定に併せて鳥取市西部エリアも日本ジオパークに認定されたことに伴い、平成 26 年度から県及び鳥取市の面積割の負担額が増額となっている。</p> <p>推進協議会では、毎月、構成府県市町の職員が集まって推進協議会の事業の検討や情報交換を</p>

監査結果	講じた措置
	<p>行うなど、常に連携して事業推進を図っており、負担金の算定について、今後も必要に応じて見直しを検討する。</p>
<p>4 平成 24 年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託 ア 委託業務の実態と関係書類との不整合について【指摘事項】</p> <p>当該委託業務の契約期間の終期は平成 25 年 3 月 31 日であるが、実際には委託業務の全部が完了したのは、委託内容の一部である C S 放送の CM 放映が全て完了した平成 25 年 4 月 30 日であったことが当該 CM に係る放送通知書より判明した。しかし委託先からは、実施期間が「平成 24 年 7 月 13 日（金）～平成 25 年 3 月 31 日（日）」とされた実施報告書が平成 25 年 4 月 30 日に提出されており、それを受けて、観光政策課において業務完了年月日が平成 25 年 3 月 31 日とした委託業務完了検査調書を作成している。つまり、業務が全て完了したのは翌年度である平成 25 年 4 月 30 日であるにもかかわらず、書類上においては平成 25 年 3 月 31 日に全業務が完了したこととなっている状態であった。これは業務の実態と、関係書類との間に齟齬が生じている状況であり、このように実態と異なる書類作成を行うことは問題である。今後は、このような事態が生じないように、課内でのチェック体制の強化などの対策を講じるべきである。 (42 ページ)</p>	<p>平成 24 年度末に、より効果の高い媒体での広報を図るため、変更の事務処理を急いで行ったことが原因である。</p> <p>このようなケースでは本来繰越繰手続を行い、平成 25 年 4 月末をもって完了とする事務処理を行うべきだったが、失念していた。</p> <p>県は平成 26 年 2 月所属内で適正な事務処理を行うよう会計上の知識をしっかりと認識させるため口頭で周知徹底を図るとともに、担当者任せとならないよう副査及び上司も十分チェックすることとし、決裁過程での確認を厳重に行うこととした。</p>
<p>イ 委託業務内容の不履行について【指摘事項】</p> <p>当該委託業務は、委託契約期間内に履行できなかったものであることから、仕様書 5 留意事項（4）の「放送局等との交渉や調整の結果、掲載又は放送できなかったり、本仕様書の内容と著しく異なったり、その一部でも放送されなかった場合」に該当する。契約期間内において業務が不履行となった部分については、仕様書の留意事項に規定のとおり、対価の支払をすべきでなかったにもかかわらず、委託料の全額を支出していることは問題である。今後は業務実態に沿った、適正な処理を行うようにされたい。 (43 ページ)</p>	<p>平成 24 年度末に、より効果の高い媒体での広報を図るため、変更契約の事務処理を急いで行った結果、本来繰越事務を伴うことを失念していた県の担当者の事務処理上のミス及びその上司の確認不足が原因であり、受託者の業務不履行とは考えていない。</p> <p>なお、県は平成 26 年 2 月所属内で適正な事務処理を行うよう会計上の知識をしっかりと認識させるため口頭で周知徹底を図るとともに、担当者任せとならないよう副査及び上司も十分チェックすることとし、決裁過程での確認を厳重に行うこととした。</p>
<p>5 県有地の有効活用 ア 旧砂丘博物館予定敷地の有効活用について【指摘事項】</p> <p>当該用地は、(略) 現状では鳥取砂丘こどもの国の臨時駐車場として利用されているのみで、</p>	<p>平成 18 年度の包括外部監査で指摘を受け、再利用方針を検討したところ、国立公園内というこ</p>

監査結果	講じた措置
<p>鳥取砂丘こどもの国の繁忙期であるゴールデンウィークなどの限定的な期間のみに利用されているに止まっている。しかも、臨時駐車場として利用されるのは当該用地の約 33%程度の部分（略）のみで、有効活用されているとは言い難い状況である。</p> <p>当該用地に関しては、平成 18 年度の包括外部監査において「再活用案を早急に検討すべき」との指摘を受けており、また、その指摘に対する措置結果が平成 20 年 1 月に県より公表され、そのなかで「平成 19 年度中に当該土地を売却することを含めた再利用方針をまとめる。」としているが、具体的な方針は現状においても全く示されていない。</p> <p>当該用地内に歌碑があるとのことで、その処理などの検討に時間を要しているとのことであり、また、砂防林があることから保安林解除が容易ではないため民間への払い下げも困難であるとのことであるが、このような広大で、かつ約 9 億円という多額の公金を投入した公有財産が実質的に遊休状態となっている現状を重く受け止め、現時点での問題を先送りすることなく、有効活用へ向けた検討を早急に行うべきである。</p> <p>現在は、所管課である観光政策課が管理している状況であるが、このような財産は全庁的に有効活用へ向けた検討を行うことが必要であり、また、当該用地は国立公園である鳥取砂丘に隣接した土地であることから、国の施設などへの利用等の可能性も含めた議論を行うなど、広範囲に渡る議論も必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">(45 ページ)</p>	<p>ともあり、単なる売却については慎重に考える必要があることや、付属する保安林についても松くい虫防除など周辺環境への配慮が必要な土地であり、全体として活用が決まるまでは県観光政策課の所管として、当面はこどもの国の指定管理に含めて管理することとしている。</p> <p>なお、平成 25 年度は、平成 25 年 12 月に各部主管課長等で構成する県有資産マネジメント推進委員会を開催して、当該用地を含む未利用財産の利活用について協議したところであり、当該用地については、引き続きこどもの国の臨時駐車場用地として活用することとした。</p> <p>引き続き、平成 26 年度も県有資産マネジメント推進委員会での検討を行うこととし、国や当県で予定される施設計画など公的施設への候補地としてふさわしいものがあれば、活用を提案していきたい。</p>

第 2 まんが王国官房

監査結果	講じた措置
<p>1 鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金</p> <p>ア まんが・アニメ活用トライアル事業</p> <p>(ア) 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】</p> <p>当補助事業についての、補助金実績報告書の報告期限は「鳥取県『まんが王国とっとり』国家戦略プロジェクト推進補助金交付要綱」の第 11 条第 1 項第 1 号に、「補助事業等の完了の日から 30 日を経過する日」と定められている。しかし、補助金実績報告書の提出状況を確認したと</p>	<p>補助事業者に対して、平成 24 年 5 月に補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出期限等について文書で周知していたが、県の担当者が実績報告書の提出状況のチェック及び未提出者への督促などを十分に行っていなかったこと、上司も進捗状況を十分に確認していなかつ</p>

監査結果	講じた措置
<p>ころ、期限を遅延して提出しているものが散見された。なかには、補助対象事業の完了が平成24年8月であるにもかかわらず、補助金実績報告書の提出日が平成25年5月27日であったものも見受けられた。事業完了者に対する報告書の提出状況のチェックや、未提出者への督促などの作業が十分に行われていなかったことによるものであるが、速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないよう規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をすべきである。</p> <p>また、遅延している原因としては、当補助事業の補助金の支払のほとんどは概算払で行われることから、補助対象者は補助対象事業が完了すれば事業は全て完了したという感覚に陥ってしまい、報告書の提出を失念してしまう、もしくは放置してしまうということも考えられる。補助事業完了後に報告書の提出を受け、その後に精算払を行う方法を採用すれば、報告書は速やかに提出される可能性が高くなると思われることから、当補助事業のような補助金額が比較的少額な補助事業に関しては、精算払とすることも検討すべきである。(49ページ)</p>	<p>たことが原因である。</p> <p>平成25年度の「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金の実績報告書について、提出状況のチェック及び督促などを行い、平成26年4月20日までに全て提出があった。</p> <p>引き続き、実績報告書の提出状況をチェックし、未提出の補助事業者へ督促などを定期的に行い、実績報告書の速やかな提出を求めるとともに、上司も進捗状況の確認を定期的に行うこととしている。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して、実績報告書の提出期限について改めて確認し、指定期日内に実績報告書を提出させるよう通知した。</p> <p>なお、平成25年度以降は、まんが・アニメ活用トライアル事業(定額・限度額10万円)は廃止し、「まんが王国とっとり」協働推進事業(補助率2分の1・限度額100万円)に統合したところで、補助上限額が100万円と高額であり、自主財源の少ない事業者が円滑に事業実施するためには概算払を行うことも必要と考えており、「補助金等に係る手続きの簡素化と事務の適正処理について」(平成26年3月26日第201300204130号総務部長通知)別紙1の「概算払はそうしなければ支障が生じる場合の例外的な措置なので、その方法によらざるを得ない合理的事由がある場合に、必要な範囲に限って行うべきである。」を踏まえながら、補助事業者の実態及び補助事業内容を十分検討し、一律に精算払とすることなく個別に判断していく。</p>
<p>イ 「まんが王国とっとり」協働推進事業 (ア) 補助対象経費から控除すべき収入額の誤り【指摘事項】</p> <p>(略)以下の補助金の交付に関しては、控除すべき収入項目とされている収入があるにもかかわらず、補助対象経費から控除していない。</p> <p>【漫画『大山の奇談』】</p> <p>事業報告書を閲覧したところ、漫画『大山の奇談』を2,000冊発刊して、1,000冊は小学校に寄贈し、残り1,000冊は販売したと記載されていた。事業報告書に添付されている事業収支決算書では、残り1,000冊の販売収入(約80万円)の一部については、収入の部の自己財源に含まれているものと考えられ、補助対象経費から控除されていない。支出の部の印刷代には、2,000冊分の印刷費が計上されているため、漫画の販</p>	<p>【漫画『大山の奇談』】</p> <p>漫画「大山の奇談」2,000冊の発行は、補助対象事業(1,000冊・学校寄贈)と自主事業(追加1,000冊・販売)であったが、補助対象事業と自主事業との経費が混在していた結果、県の担当者が自主事業に係る印刷代及びチラシ制作代等を含めて補助金の額の確定を行ったこと、また、上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>自主事業に係る印刷代及びチラシ制作代等を控除して補助金の額を精査したところ、補助金</p>

監査結果	講じた措置
<p>売収入については、補助対象経費から控除し、補助金交付額を算定する必要がある。漫画の販売収入を80万円と仮定すると、133,827円が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、その2分の1の66,913円となるため、結果として、補助金が379,087円過大に交付されている。</p> <p>【ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会～まんが王国とっとり とっとりゲタ王決定戦～】</p> <p>収入の部に計上されている登録料収入は、大会参加者の大会参加料であり、補助対象経費から控除する収入項目である。そのため、補助対象経費の決算額(1,502,700円)から登録料収入の決算額(448,700円)を控除した1,054,000円が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、算定基準額の2分の1である527,000円とする必要があった。結果として、補助金が150,000円過大に交付されている。</p> <p>まず、(略)過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。補助金を交付する際には、補助金交付先から提出される「補助事業計画書」に記載されている実施事業内容について適切に把握し、添付されている予算書を精査し、控除すべき収入額に誤りがないかチェックし、補助金交付決定額に誤りが生じないように注意する必要がある。また、補助事業実施後に補助金交付先から提出される「補助事業報告書」に記載されている実施事業結果については、「補助事業計画書」に記載されていた事業内容と乖離がないかを把握し、添付されている決算書を精査することで、補助金の額の確定額に誤りが生じないように注意する必要がある。(50ページ)</p>	<p>176,851円が過大に交付されており、額の再確定を行い、平成26年5月に補助事業者から全額返還があった。</p> <p>再発防止のため、補助事業者に対する事前説明会において、補助対象経費の範囲及び補助対象経費から控除する収入の取扱い等について周知徹底を図るとともに、補助金検査等で事業全般の事業・収支内容全般について把握し、補助対象経費から控除すべき収入額等についてチェックを厳格に実施することとした。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して、実績報告書の十分な確認及び控除すべき収入について通知した。</p> <p>【ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会～まんが王国とっとり とっとりゲタ王決定戦～】</p> <p>県の担当者が、ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会に出場する参加者からの登録料収入について、補助対象経費から控除すべきところを、控除しない収入項目との認識誤りがあったこと、また上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>過大に交付された150,000円については、額の再確定を行い、平成26年11月に補助事業者から全額返還があった。</p> <p>再発防止のため、補助事業者に対する事前説明会において、補助対象経費の範囲及び補助対象経費から控除する収入の取扱い等について周知徹底を図るとともに、補助金検査等で事業全般の事業・収支内容全般について把握し、補助対象経費から控除すべき収入額等についてチェックを厳格に実施することとした。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して、実績報告書の十分な確認及び控除すべき収入について通知した。</p>
<p>(イ) 経常的な経費を補助対象経費に含めているもの【指摘事項】</p> <p>補助金交付要綱では、「補助金交付団体の運営に係る経常的な経費は、補助対象経費としない。」と定められているが、以下の補助金の交付に関しては、補助金の交付団体の経常的な経費</p>	<p>県の担当者が、補助金の算定にあたり、従来から発行している「商工会議所ニュース」に要する経費と今回補助対象事業とした追加・拡充部分の経費について明確な区分を行わないまま補助金</p>

監査結果	講じた措置
<p>を補助対象経費としている。</p> <p>【オリジナルまんがマスコットキャラクター「ニコちゃん」を活用した各種情報発信事業】</p> <p>支出の部には、交付先が従前から発刊している「商工会議所ニュース」の印刷製本費や通信運搬費が計上されている。これは、年11回発刊している「商工会議所ニュース」の表紙にニコ漫画や「まんが王国とっとり」関連のイベント特集記事等を掲載していることから、「商工会議所ニュース」の印刷製本費や通信運搬費の全額を補助対象経費としているものである。しかしながら、「商工会議所ニュース」は交付先が従前から発刊しており、まんが関係以外の既存の記事も掲載されていることから、印刷製本費については、まんが関係の露出頻度に応じて補助対象経費を算出すべきである。また、通信運搬費については、従来の「商工会議所ニュース」の送料に変更が生じない経費であると考えられるため、補助対象外の経費とすべきものである。</p> <p>補助対象経費としては、補助金交付要綱に記載されているように、団体の運営に係る経常的な経費は除き、まんが関連のデザイン料やぬいぐるみ制作費など、まんがやアニメに関係のある経費のみを補助対象経費とする必要がある。交付先から提出されている事業報告書では、経常的な経費が含まれており、補助対象経費の金額が明確に判別できない状況となっている。補助対象経費の金額が明らかな収支決算書の提出を求め、その収支決算書をもとに、事業内容の検査確認を行う必要がある。(53ページ)</p>	<p>の額の確定を行ったこと、また上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>補助金実績報告書の添付書類である収支決算書の支出内容について精査し、通信運搬費は、従来の発行物の送料と変更が生じない経費であることから補助対象外とし、印刷製本費については、経費をあん分して、題字イラストに地元クリエイターを活用した経費、カラー化の経費及びまんが関係特集ページ部分のみを補助の対象として、補助対象経費を再度算定した結果、補助金返還は生じないことを確認した。</p> <p>再発防止のため、補助事業者に対する事前説明会において、補助対象経費の範囲及び補助対象経費から控除する収入の取扱い等について周知徹底を図るとともに、補助金実績報告時には補助対象経費の金額が明らかな収支決算書の提出を求め、その収支決算書をもとに事業内容の検査確認を行うこととした。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して、実績報告書の十分な確認及び控除すべき収入について通知した。</p>
<p>(ウ) 補助対象経費から控除する収入の範囲について【意見】</p> <p>当該補助金に関しては、協賛金や広告料などの収入を補助対象経費から控除する収入としていない。これは、協賛金や広告料は補助対象者の自己努力により集めた収入として取扱い、補助対象経費からこれらの収入を控除すると、その分補助金額が少なくなってしまう、協賛金や広告料を集めた努力が報われなくなってしまうとの考えによるものである。しかしながら、これらの収入を控除すると、協賛金や広告料の収入を多く集め、本来は自己努力のみで事業を実施することのできる団体に対しても、補助金を交付する結果になってしまう。補助金は本来、事業実施に際して、収入が不足する場合に、その不足分を補うために交付するものであるとも</p>	<p>当該補助金の主な趣旨は、まんが・アニメを活用して地域を盛り上げていこうとする団体等への支援であり、特にイベント開催支援等においては、当日の一般参加者が多数来場することも大切ではあるが、準備段階から地域の多くの方々・企業が参画してその地域が盛り上がっていくこと、当日も会場内だけでなく、会場周辺での賑わいで地域が盛り上がるのが重要な要素であると考ええる。</p> <p>こうした趣旨から、イベントの趣旨に賛同した地域の方々や企業から得られた協賛金や広告料は、補助事業に伴う収入ではなく、イベントの開催運営に当たり補助対象者の自己努力により集めたいわば自己財源と解釈すべきであり、補助対</p>

監査結果	講じた措置
<p>考えられるため、協賛金や広告料の収入がある場合には、それらの収入をまず事業経費に充当し、不足分を補助金で補填するべきであると考ええる。</p> <p>補助金は県民からの税収入の公金であるという認識から、収入がある場合には、補助対象経費から全て収入を控除し、不足分に対して補助金を交付する方法への変更を検討する必要がある。(55 ページ)</p>	<p>象経費から控除する収入項目には該当しないものとして整理している。</p> <p>特に小規模な団体では、自己財源がなく、活動内容に協賛金等という形で地域の賛同を得ながら事業を実施しようと頑張っており、こうした取組は今後に繋がるものであり、小規模であってもこうした団体の取組を支援しながら大きく育てることが補助金の趣旨である。</p> <p>こうした収入を全て補助対象経費から控除すると、例えば、補助率が2分の1の場合、補助事業者自らの自己財源だけで事業実施しなければならず、市町村、大企業等の財源が確保できる団体しか実施できなくなり、県民参加型の地域の活性化が図れない等の結果を招く可能性が大きいと考える。</p> <p>よって、補助事業で実施するイベントへの入場料収入等、補助事業に伴う収入であることが明らかかなものを補助対象経費から控除することは当然としても、協賛金や広告料等、補助対象者の自己努力により集めた収入は控除対象としないこととしたい。</p>
<p>ウ 「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業</p> <p>【代表的な「グルメまんが」漫画家プロデューサーによる県産食材を活用した新たな料理（まんが王国建国記念料理）開発プロジェクト】</p> <p>(ア) 食材費の支出状況の確認について【指摘事項】</p> <p>まんが王国建国記念料理を開発した7店舗分の食材費として 680,000 円を支出しているが、食材費の請求は、7店舗のうちの1店舗が7店舗分をまとめて行っており、残りの6店舗への食材費の支払が行われているか否か不明である。7店舗に支払うべきものを1店舗に支払っているのであれば、残りの6店舗への支払状況について確認する必要があるが、まんが王国官房はその状況を確認しておらず、支出額について十分なチェックができていないと言えない。今後は、補助金の調査において、本来の支払先に対して支払が行われていることを確認する必要がある。(57 ページ)</p>	<p>食材費については、補助事業者の組織内にある「開発プロジェクト部会」がとりまとめを行っており、当該部会の部会長が代表を務める会社が他の6店舗分も含めて請求したものであり、県の担当者が、補助金検査の段階で、部会長が代表を務める会社が残りの6店舗分をとりまとめて請求している事実を確認したが、それぞれの店舗への食材費の支払状況までの確認を行っていなかったこと、また上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>監査指摘後、残りの6店舗へ平成24年12月に支払していることを確認した。</p> <p>今後は、補助金調査において、本来の支払先に対して支払が行われていることを確認する。</p>
<p>【とっとり中部まんが満喫バスツアー実施事業】</p> <p>(ア) バスツアー参加人数について【意見】</p> <p>当該事業においては、バスツアーを20回実施</p>	<p>当該バスツアーは、倉吉市周辺で開催する「国</p>

監査結果	講じた措置
<p>し、ツアー参加者は262名となっているが、1回当たりのツアー参加者は13名程度であり、参加者数が非常に少ない。</p> <p>また、補助金額4,711,880円をツアー参加者1人当たりで換算すると、約18,000円の補助金を使用されていることになり、補助金の費用対効果を考えると、その効果が極めて希薄である。補助金交付先のとっとり梨の花温泉郷広域観光協議会は、バスツアー参加者が多くなるように、更なる努力をする必要があったものとする。</p> <p>(58 ページ)</p>	<p>際まんが博」関連イベントに併せて、県中部圏域の観光地の二次交通対策を含めて初めてバスツアーを企画・実施したものである。</p> <p>バス車両装飾、倉吉駅での広告PR、新聞広告等、多くの参加者が集まるような広報宣伝をやっていただいたが、初めての取組であり、広報宣伝に出遅れ、周知が不足してツアー参加者が少なかった。</p> <p>今後は、補助金の費用対効果を考えながら、交付決定申請の内容に応じて適切に対応することとする。</p> <p>なお、当該バスツアーは、平成25年度補助金を交付することなく継続的に実施されており、本補助金が一定の役割を果たしたと考えている。</p>
<p>【エヴァンゲリオン・レーシングの活用による『まんが王国とっとり』及び地域、企業、団体等の活性化】</p> <p>(ア) 収支決算書の内容確認の明確化について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>収支決算書の支出の部に計上されている報償費・旅費のうち2,000,000円と広告宣伝費900,000円の合計2,900,000円は、トリックスターという団体に対して支払われている。このトリックスターの鳥取地区の担当と、補助金申請者であるエヴァンゲリオン・レーシングの責任者は同一人物であり、報償費・旅費や広告宣伝費が補助金申請者の所属する団体に支払われていることになる。</p> <p>収支決算書の添付資料には、項目ごとに支払先とその金額のみが記載されているだけであるため、詳細な支出内容については不明である。支出金額が大きいものや支払先が補助金申請者の関係先である場合には、支出内容を明らかにし、支出金額が適正か否か判断できるようにするため、請求書などの支出関連証憑書類を添付させ、決算内容を明確にする必要がある。</p> <p>(60 ページ)</p>	<p>補助事業者から実績報告書(収支決算書)が提出された段階で、請求書などの支出関連証憑書類を現地で確認し、提出された実績報告書の内容が適正であるかどうかを確認し、補助金額の算定を行ったが、請求書などの支出関連証憑書類を収支決算書の添付資料としていなかったものである。</p> <p>補助金の現地確認では、支出金額が大きいものや支払先が補助事業者の関係者である場合等は、より厳重にチェックすることとし、実績報告書(収支決算書)への請求書などの支出関連証憑書類の添付については、補助事業者の経費負担等も考慮しながら行う。</p> <p>また、平成26年3月に総務部から各部局に対して、実績報告書の記載内容だけでは補助金の実績額が十分に把握できない場合は、補助事業者に追加資料の提出を要請したり、現地での書類の確認を行うなどの対応をするよう通知した。</p> <p>さらに、平成26年4月に総務部から各部局に対して、補助金のチェックリストの作成などについて通知した。</p>
<p>(イ) 「まんが王国とっとり」との関連性について</p> <p>【意見】</p> <p>当該事業の内容は、エヴァンゲリオン・レーシングによるレーシングマシン(2輪車)の展示やステージイベント、レースクイーン撮影会などが主であり、レーシングチームの宣伝が中心である。イベントの開催により若い世代</p>	<p>「国家戦略プロジェクト推進補助金」の採択事業者の決定に当たっては、学識経験者、観光関係者、若者、青少年育成団体及び県職員の計5名で構成する審査会を設置し、「国際まんが博」の盛り上げに繋がるまたは「まんが王国とっとり」の</p>

監査結果	講じた措置
<p>を中心に集客は図られているが、「国際まんが博」の盛り上げや「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような事業であったとは考えにくい。</p> <p>当該補助金については、審査会による審査を経て補助金の交付先が決定されているが、審査の段階で、補助金対象事業が、「国際まんが博」の盛り上げや「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような事業であるか否かを十分に検討する必要がある。(60 ページ)</p>	<p>将来の展開に繋がるような地域活性化及び誘客促進に資するとともに、全国発信可能な事業である」という観点と地域性、公益性、継続性等の審査項目に沿って審査したものである。</p> <p>「エヴァンゲリオン」をラッピングしたバイクのレーシングチームは、若い世代を中心に集客力があり、全国発信できる訴求力のある事業内容として「国際まんが博」の盛り上げや誘客促進に資する事業として審査会で評価されたものである。</p>
<p>【まんが王国とっとり建国記念、古事記編纂 1300 年記念 「安彦良和原画展－因幡と古事記 千三百年－」</p> <p>(ア) 入館料収入の算出根拠について【指摘事項】</p> <p>当該事業において、展覧会への入館料は徴収しておらず、入館料は展覧会が開催されている因幡万葉歴史館への入館料（大人 500 円など）に含まれている。展覧会への入館者数は 6,881 人であり、収支決算書の収入の部に計上されている入館料収入は 468,000 円となっているため、入館料の一部が収入として計上されていることはわかるが、入館料収入の算出根拠が不明瞭となっている。</p> <p>入館料収入は、補助対象経費から控除する収入であるため、入館料収入の金額は、補助金の金額に影響を及ぼすものである。そのため、入館料収入の計上に当たっては、展覧会を開催することにより増加した入館者数を見積り、その入館者数に入館料単価を乗じて展覧会自体の入館料収入を算定する方法により、入館料収入の計上額の算出根拠を明確にしておく必要がある。(62 ページ)</p>	<p>県の担当者が、補助事業者からの実績報告書の確認にあたり、入場料収入の積算根拠まで確認ができていなかったこと、また上司も確認不足であったことが原因である。補助対象事業であった企画展のみの料金が設定されていないため、正確には補助事業に伴う収入は積算できないが、入館料や入館者数に基づいて、入館料収入が適正であることを再確認した。</p> <p>平成 25 年度については、企画展入館料（常設展示を含む。）400 円、常設展示のみ入館料 300 円に区分して、入館料収入額を明確に区分した。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して、実績報告書の記載内容だけでは補助金の実績額が十分に把握できない場合は、補助事業者に追加資料の提出を要請したり、現地での書類の確認を行うなどの対応をするよう通知するとともに、平成 26 年 4 月には同じく総務部から各部局に対して、補助金のチェックリストを作成し書類を確認するなど適正化に努めるよう通知した。</p>
<p>【北原照久コレクション特別展示～ときわ荘の寄せ描きカーテンと、昭和レトロ～】</p> <p>(ア) 収支決算書について【指摘事項】</p> <p>当該事業の補助金実績報告書には、収支決算書の支出額の内訳は添付されているが、収入額の内訳は添付されていない。これは、収入額の内訳を添付しなくても、入場者数が計画よりも大幅に少なく、入場料収入の決算額が予算額より少ないことから、支出額の内訳を実績報告書に添付すれば、補助対象経費の金額がわかり、補助金の交付金額に影響はないため、収入額の内訳の添付がないまま、補助金実績報告書の受</p>	<p>補助事業者から提出された実績報告書（収支決算書）の内容確認を行う段階で複数回の修正があり、最終的に提出された実績報告書に収入額の記載がなかったこと、県の担当者が、補助金の算定にあたり、提出された複数の実績報告書で確認がとれたので、改めて正確な収支の項目が記載された書類の提出まで求めなかったこと、また、上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>今後、書類の修正・再提出等を依頼した場合に</p>

監査結果	講じた措置
<p>付を行っているものである。</p> <p>収入額の報告が補助金の交付金額に影響を与えない場合であっても、補助金実績報告書には収支決算書を添付することが求められており、実績報告で収入額を報告させることで、収入額を把握する必要がある。(64 ページ)</p>	<p>は、最終的に必要事項が全てそろった書類の提出であるか確認の上、額の確定を行う。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して、実績報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>【えるもーる ポップカルチャー フェスティバル】</p> <p>(ア) チラシに係る広告料収入の徴収について</p> <p>【意見】</p> <p>当該事業において、チラシを作成し、チラシの裏面には角盤町商店街 21 店舗の広告及び角盤町商店街以外の広告が掲載されているが、それらの店舗からは広告料を徴していない。チラシの制作費は広告料として支出されているため、広告を掲載している店舗から広告料を徴収することの検討が望まれる。(66 ページ)</p>	<p>当該事業において、広告を掲載している店舗から広告料を徴収するかどうかについては、補助事業者の判断で行われるものであると考える。</p> <p>ただし、広告を掲出することによって、広告を掲載した店舗の売上増や認知拡大等の効果が明らかに見込まれる場合には、補助事業者が当該店舗から広告料を徴収することに合理性があることから、今後は、類似の広告を掲載する補助事業者に対して、適切に助言する。</p>
<p>【ケータイ・スマホ DE まんが王国とっとり スタンプラリー&写真コンテスト】</p> <p>(ア) 特定業者への支出について 【意見】</p> <p>当該事業に係る全ての支出は、2 社に対して行われているが、2 社とも補助金交付先である特定非営利活動法人大山中海観光推進機構の役員が代表取締役となっている会社である。当該会社に対して支出することは、特定非営利活動法人を利用し、当該会社が補助金を受け取っているように見え、その支出額にはお手盛りの危険性がある。</p> <p>また、支出額には、補助金交付先の団体の構成員が経営する会社の利益相当額が含まれていることとなる。団体の構成員が経営する会社の利益相当額が支出額に含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。団体の構成員が経営する会社に対して支出する場合には、利益相当額を控除した原価により支出額を算定することなどの方法により、その利益相当額を排除する仕組みづくりを行うことが望ましい。さらに、団体の構成員が経営する会社に対して支出する場合であっても、他の業者から相見積もりを採るなどの方法により、その支出金額の客観性を担保するための仕組みづくりを行うことも望まれる。(67 ページ)</p>	<p>補助事業者が業務を発注した相手方が、補助事業者の役員が代表取締役となっている会社であり、他の業者から相見積もりを採るなどの方法によりその支出金額の客観性を担保する発注方法について助言ができていなかった。</p> <p>平成 26 年 4 月に総務部から各部局に対して、補助金のチェックリストを作成し書類を確認するよう通知し、平成 26 年 5 月には、まんが王国官房から補助金交付団体の長に対して、チェックリストを送付し、交付申請書に添付する構成員名簿に構成員が他に所属する企業名・役職等を記載させることとした。</p> <p>今後、補助金交付団体の長に対して、当該団体の構成員が関与する会社に対して支出する場合には、他の業者から相見積もりを採るなどの方法により、その支出金額の客観性を担保していることを説明できるような対応を行うよう指導する。</p> <p>また、補助金の現地確認を行う場合には、支出金額の客観性について十分確認を行う。</p>
<p>【ネギ来(らい)まつり】</p> <p>(ア) 補助金額の算定について 【意見】</p>	

監査結果	講じた措置
<p>イベント内容は、「まんが」「グルメ」「鉄道」の3本柱となっており、まんがに係る内容はイベント全体のうちキャラ弁教室のみとの考え方もできる。</p> <p>今後においては、補助対象となる事業全体のうち、まんがに係る部分を抽出し、よりまんがに関連性の深い部分のみについて補助を行うようにすることも検討すべきである。(69ページ)</p>	<p>「ネギ来まつり」は、補助金の採択を行う審査会において、「まんが」「グルメ」「鉄道」という県西部圏域の資源にまんがを盛り込んだイベントとして、「国際まんが博」の盛り上げに繋がるまたは「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような地域活性化及び誘客促進に資するとともに、全国発信可能な事業である」という観点で採択された事業で、「まんが王国とっとり」の中核イベントである「米子ワンダー」関連イベント及び「国際マンガサミット」開催直前のプレイベントとして位置付けて実施しており、キャラ弁教室以外にも、ご当地アイドルステージ等イベント全体を「まんが王国とっとり」としてアピールする内容であったと考える。</p>
<p>【補助事業の事後評価の実施について】【意見】</p> <p>当該補助金については、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、補助対象事業の採択において、鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を実施している。審査会の審査に当たっては、(略) 審査基準を設けて審査を行っている。</p> <p>上記の審査会の審査を経て、補助事業は採択されているが、補助金実績報告書を閲覧すると、「まんが王国とっとり」との関連が明確でない補助事業も見受けられる。補助金の交付に県民の理解が得られるように、当初の事業計画どおりに事業が実施されているか、事業実施により事業目的が達成されているかなどを評価するための、補助事業の事後評価の導入を検討すべきである。また、補助事業の事後評価の結果、当初の事業計画と実施事業の内容が著しく乖離している事業や、事業目的が達成されていない事業については、補助金の返還を求めることができるような仕組づくりも検討すべきである。</p> <p>(69ページ)</p>	<p>当初の事業計画どおりに事業が実施されているかについては、補助事業者に対して、当初提出された計画書の内容を変更する場合は、変更申請が必要となることについて平成24年5月に事前周知しており、変更の相談等があった段階で、補助対象とすることの可否等を判断することとしている。</p> <p>なお、補助事業を含む平成25年度実施事業の効果検証については、事業棚卸しやサマーレビューを通じて実施しており、県議会の決算審査でも事業の必要性等を審査している。</p>
<p>【補助事業の継続性について】【意見】</p> <p>(略) 審査基準では、「継続性」の項目で、「補助事業が一過性の事業ではなく、次年度以降も継続・発展していくことが期待できる事業であること」が審査対象となっているが、(略) 平成24年度に戦略プロジェクト推進事業に採択された13件のうち、平成25年度も引き続き同様の事業を行っているものが8件、行っていないものが5件となっている。</p> <p>平成25年度に事業を行っていない5件について</p>	<p>補助事業としての採択の可否については、国家戦略プロジェクト推進補助金審査会において、「継続性」の項目を含めた審査項目で得点の高い順に採択の可否を決定している。</p> <p>審査項目は、「地域性」(5点)、「公益性」(5点)、「計画の実現性」(5点)、「継続性」(15点)、「補助事業別の目的との整合性」(20点)の5項目であり、「継続性」も大きな得点ではあるが、「国際まんが博」の盛り上げに繋がるまたは「ま</p>

監査結果	講じた措置
<p>ては、事業が継続されず、結果的に、一過性の事業となっており、これらは、補助金の交付を受けて、主に集客を目的にイベントなどを行った事業である。そのため、事業の継続性の観点から見ると、補助金交付の翌年度においては、事業が行われておらず、県が補助金を交付した波及効果が単年度のみの限定的なものとなっている。審査基準では、事業の継続性という観点からも評価しているため、補助事業採択に関する審査において、次年度以降も継続される事業であるか否かを慎重に審査すべきであったと考える。 (70 ページ)</p>	<p>んが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような地域活性化及び誘客促進に資するとともに全国発信可能な事業である」とかという「補助事業別の目的との整合性」も同じく大きな得点で、その得点の結果が採択に反映されている。</p> <p>なお、審査項目毎の得点をはじめとする審査基準については、これまでの事業実施状況全般を総合的に検証し、必要に応じて見直している。</p>
<p>【補助金の連続交付について】【意見】</p> <p>平成 24 年度に戦略プロジェクト推進事業に採択された補助事業で、平成 25 年度も同様の事業を行っている 8 件のうち、平成 25 年度も県から補助金の交付を受けているものが 3 件、受けていないものが 5 件となっている。補助金交付の目的から考えると、補助金の交付を受けた団体は、翌年度においても連続して補助金の交付を受けるのではなく、補助金の交付を受けなくても事業を実施していけるようになるのが本来の姿である。</p> <p>連続して補助金を交付している事業については、県が補助金の交付を行わなくても、事業が継続して実施できるように、県が指導や働きかけを行うことを検討する必要がある。 (71 ページ)</p>	<p>補助金を連続して交付している事業が、補助金の交付を受けなくても、事業を継続して実施できることは補助金本来の趣旨にも沿っており同感であるが、小規模な団体で自己財源がなく活動内容に協賛金等という形で地域の賛同を得ながら事業を実施しようと努力している補助事業者もあることから一律な基準作りが困難な状況である。</p> <p>平成 24 年度は、まんがという素材を活かした事業に積極的に取り組んでもらうため定額補助など比較的厚めの補助を行ったところであるが、平成 25 年度については、持続可能性のある事業を支援するという観点から自己負担を求めることとして補助率 3 分の 2 とし、さらに、平成 26 年度においても補助率の見直しを行い補助率 2 分の 1 とした。</p> <p>こうした見直しを行うとともに、これまでの事業実施状況を総合的に検証し、県が補助金の交付を行わなくても事業が継続して実施できるよう支援のあり方等を検討する。</p>
<p>2 平成 24 年度米子映画事変開催事業補助金 ア 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】</p> <p>当該補助事業に係る補助金実績報告書は、平成 25 年 5 月 8 日付で提出されているが、補助金実績報告書の提出期限は、補助金交付決定通知書において、補助事業の完了の日から 30 日を経過する日までに実績報告を行わなければならないとされていることから、遅くとも 4 月 30 日までに補助金実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>実績報告が遅れた理由としては、事業の規模が大きく、収支決算書等の作成に時間を要した</p>	<p>「米子映画事変」は、国際マンガサミットが開催された平成 24 年 11 月に、米子市中心部の商店街を中心にして、11 日間、90 ものイベントを開催した大規模なイベントであった。</p> <p>それぞれのイベントに要した補助対象経費の支払いが終了したのが平成 25 年 3 月 29 日であったが、収支のとりまとめに相当な期間を要したため、平成 25 年 5 月 8 日付けで実績報告書の提出があった。</p> <p>これは、県の担当者が実績報告書の提出状況の</p>

監査結果	講じた措置
<p>ため、補助金実績報告書の提出が遅れたのではないかとのことであるが、事業の開催は平成 24 年 11 月であることから、期限内に実績報告を行うことは、十分に可能であったと考えられる。今後は、補助対象者に補助金実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。(73 ページ)</p>	<p>チェック及び未提出者への督促などを十分に行っていないことが原因である。</p> <p>平成 25 年度の補助金実績報告書については、提出状況のチェック及び督促などを行い、平成 26 年 3 月 26 日付けで実績報告書の提出があった。</p> <p>引き続き、平成 26 年度においても、実績報告書の提出状況をチェックし、督促などを定期的に行い、実績報告書の速やかな提出を求めるとともに、上司も進捗状況の確認を定期的に行うこととした。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して、実績報告書の提出期限について改めて確認し、指定期日内に実績報告書を提出させるよう通知した。</p>
<p>3 「まんが王国とっとり建国記念 国際まんが博」県主催イベント運営業務</p> <p>ア 委託契約金額の算定根拠について【指摘事項】</p> <p>委託契約金額の内容が適正なものであるかについて、委託契約時における見積書である「実施見積書」などの根拠資料より検討を行ったところ、「実施見積書」の明細において「一式」と表示しているのみで、金額の算定根拠が曖昧なものが多く見受けられた。</p> <p>実施見積書のうち、まんがドリームワールドの部分における「アニメーションゾーン一式 40,000,000 円」について確認したところ、会場内のステッチのアニメーションゾーンとのことであった。しかし、見積金額の積算根拠が全く不明であり、また、最終的な実績額は 35,477,256 円と A 共同企業体より実施費用の明細書の提示があるものの、同明細書の細目欄には「映像制作、美術製作費」と表示しているのみで、全く算定根拠が不明なものでありながら、そのまま精算を行っている状況であった。同じく、ステッチのキャラクターを利用した遊具などによる「プレイパーク」についても、実施見積書には「プレイパーク一式 9,000,000 円」という表示をしているのみで、実施費用の明細書には「プレイパーク 制作、設営、運営、撤去、運搬費 7,601,738 円」との表示のみであり、これについても見積額、実績額ともに金額の算定根拠が不明瞭な状況であった。</p> <p>実施見積書の明細におけるその他の項目につ</p>	<p>県主催イベントの委託契約は、イベント関係に精通した審査委員によるプロポーザルで選定された業者との契約であり、イベントの実施内容及び見積金額は妥当な内容であると認識していたため、事業内容と予算総額を優先し、受託業者から提出された見積書の細部に係る積算まで求めなかったものである。</p> <p>また、イベントの性格上、企画料及び著作権使用料などについて詳細な区分けを行うことが困難な状況にあった。</p> <p>このため、契約段階での見積書及び実績額の確定段階での費用明細書において、積算根拠が不明な書類となっていたものである。</p> <p>まんが王国官房における検証については、今回のイベントでは著作権者との交渉窓口が受託業者ではなく県職員の担当者となされ、県担当者が全てを把握しながら著作権者と交渉を行った。その際には、それぞれのイベント内容だけでなく、経費に関する事項も全て含まれており、経費的な観点からも県職員が実質的に監督しながらイベントを開催したところであるが、書類の保存までできていなかったものである。</p> <p>イベント開催に伴う企画料及び著作権使用料など、詳細な算定根拠が明示しにくい費目があるが、今後、高額な委託契約を締結する場合には、詳細な算定根拠を求めるなどの対応を行うこと</p>

監査結果	講じた措置												
<p>いても同様に「一式」との表示のみで、算定根拠が不明なものがほとんどであり、また、これらの各見積内容等については、まんが王国官房において十分な精査は行われていない。このような状況であれば、適正な委託金額のもとに契約を行っているとは到底言い難い。平成24年度のまんが王国官房に係る予算額約10億円の半額である約5億円という多額の委託金額が投入されていることから、見積金額の入念な精査は当然に行うべきであったと考える。今後は委託契約においては委託内容の詳細な明細を委託業者から徴することにより、委託金額が委託内容に比して適正なものであるかを十分に検証するように改善すべきである。(75ページ)</p>	<p>とした。</p> <p>また、再発防止のため、平成26年3月に会計局から各部局に対して、委託業務に係る見積金額の積算根拠の明確化について相手方に依頼するよう通知し、同年6月には、「特に、見積書記載の一つの内訳項目の金額が100万円以上であるにもかかわらず「一式」等で表現されているような場合は、その妥当性が判断できる場合を除き、積算根拠の内訳を見積りの相手方から徴取する」ことを通知した。</p> <p>さらに、会計事務研修においても周知徹底を図った。</p>												
<p>イ 委託料確定額の精査について【指摘事項】</p> <p>(略) 当該事業においては委託契約金額499,771,387円に対して委託料確定額が495,247,040円であり、最終的には概算払額との差額である4,524,347円の戻入を行っている。なお、委託契約書の第10条において「委託料の確定額は、第4条第1項に規定する委託料の限度額と委託業務に要した費用から委託業務により発生した収入金額を差し引いた額とのいずれか低い額とする。」と規定しており、その条項に基づいて最終精算を行っているものである。委託料確定額の495,247,040円は、当事業に係るイベント等の入場料などの収入金額を差し引いた後の金額であり、委託契約金額と委託料確定額との対比は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="172 1355 778 1684"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託契約金額 (概算払)</th> <th>委託料確定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用合計額</td> <td>499,771,387 円</td> <td>519,566,013 円</td> </tr> <tr> <td>収入金額 (△)</td> <td>—</td> <td>24,318,973 円</td> </tr> <tr> <td>差引金額</td> <td>499,771,387 円</td> <td>495,247,040 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のとおり差引金額としては、委託料確定額の方が少額ではあるが、委託料確定額における収入金額を控除する前の金額、つまり費用合計額のみでの対比であれば、19,794,626円増加している。増加の原因を、委託契約時における見積書である「実施見積書」と委託料確定額の明細である「実施費用明細」より比較検討を行ったところ、まんがドリームワールド共通費の明細のうちのイベントに係る「リース備品費」の</p>		委託契約金額 (概算払)	委託料確定額	費用合計額	499,771,387 円	519,566,013 円	収入金額 (△)	—	24,318,973 円	差引金額	499,771,387 円	495,247,040 円	<p>県主催イベントの実施に当たっては、契約後に県の都合で営業時間の延長、イベント会場での展示内容の追加など様々な変更が生じたこと、また、著作権者との交渉・協議は開幕直前まで行われ、展示内容の充実等を行う必要があった。</p> <p>こうしたことから、スタッフ人数増、リース備品の増加、装飾関係の充実に伴う経費増など全体経費の中での様々な変更が生じたものである。</p> <p>この変更要素については、受託業者の都合によるものではなく、著作権者との交渉を行ったまんが王国官房からによるもので、まんが王国官房が全てを把握しながらイベントを開催したところであるが、内容変更に伴う経費の変更過程を記載する書類の保存までできていなかったものである。</p> <p>今後、高額な委託契約を締結する場合には、委託契約後の変更について、変更部分の算定根拠を事業完了後に提出される実績報告書に明記するなどの対応を行うこととする。</p> <p>また、再発防止のため、平成26年3月に会計局から各部局に対して、委託業務に係る完了報告書の十分な確認について通知するとともに、会計事務研修においても周知徹底を図った。</p> <p>なお、第三者である専門の者が精査する仕組みについては、大まかな相場観を聞き取ることは可能でも、契約の金額や内容の妥当性を判断できる第三者はみつからないと考えており、できる限り県の担当者が精査できる資料を求めつつ、先例を参考にしながら精査していく。</p>
	委託契約金額 (概算払)	委託料確定額											
費用合計額	499,771,387 円	519,566,013 円											
収入金額 (△)	—	24,318,973 円											
差引金額	499,771,387 円	495,247,040 円											

監査結果	講じた措置
<p>増加などが主な原因と判明した。しかし、当該増加内容の詳細についてはまんが王国官房においては全く検証作業がなされていない。結果的に、委託契約金額よりも委託料確定額の差引金額の方が下回ったことから、結果のみ捉えるに止まり詳細な検証作業を行っていないものであるが、費用額が増加していることに全く着目することなく委託料の精算作業を行っており、委託業者側の言いなりに委託料を支払っていることと同様の結果となっている。プロポーザルのプレゼンテーション時には、イベント関係に精通した者などに審査委員を務めていただき、イベント内容などの精査も行われたようであるが、そういった専門の者に委託料の最終金額の査定作業及び事業内容の有効性の検討、さらには金額の不明なものや増加内容の精査を受けるなどの方法により、適正な金額の支払に努めるべきであったと感じる。</p> <p>委託料に関する精査においては、県の担当者のみでは困難であるということであれば、委託金額が一定額以上のものなどについては、第三者である専門の者に精査してもらうような仕組みづくりを行うことも一つの方策と考える。</p> <p>(76 ページ)</p>	
<p>4 「国際まんが博」スタンプラリー開催業務委託</p> <p>ア 事業完了年月日の不整合について【指摘事項】</p> <p>当該委託業務の契約期間の終期は平成24年12月31日であるが、実際には委託業務の全部が完了したのは、委託先から県へ当選景品の納品が完了した平成25年3月29日であり、実際の事業の完了は契約の終期を大幅に遅延したものとなっていたことが当該景品の納品書により判明した。しかし委託先から、事業完了年月日が契約期間の終期である平成24年12月31日と表示された業務実績報告書が、実際の事業完了年月日である平成25年3月29日に提出されていた。つまり、適正に契約が履行されていないにもかかわらず、全ての委託業務が平成24年12月31日までに完了しているかのような報告書となっていたものである。また、県における委託業務完了検査調書の業務完了年月日も同様に平成24年12月31日と表示されており、事実と異なる完了年月日が表示されていた。まんが王国官房側によると、委託先からの業務実績報告書のチ</p>	<p>スタンプラリー応募者に贈呈する商品について、よりオリジナリティの高い商品にするために県側と受託者側で交渉を継続していたことから商品の納品が平成25年3月まで遅延したものである。</p> <p>これについては、委託契約書に「(委託業務の変更及び中止) 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、委託料の変更をする必要がある場合は、甲、乙協議して変更契約によりこれを定める。」の規定があり、今回は委託料の変更がなかったことから変更契約までは不要との誤った認識があったこと、また上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>事業完了年月日が契約期間を超える場合は、事前に変更契約を締結することが必要であり、今後遵守する。</p>

監査結果	講じた措置
<p>チェック不足であったとのことであるが、このような事実と異なる書類を受理し、さらには同様な内容での検査調書を作成するようなことは決してあってはならないことである。</p> <p>今後は、このような事態が発生しないよう徹底すべきであり、仮に、委託先との協議によって契約業務の遅延に正当な理由があることが確認できるようであれば、契約期間の延長に係る変更契約を締結するなどの適正な手続きによるように改善すべきである。(78 ページ)</p>	
<p>5 国際まんが博関連施設フリーパス券「ゴールドビザ」作成業務委託</p> <p>ア 事業効果の検証について【意見】</p> <p>当事業は、委託料の最終確定金額 3,817,229 円に対して、ゴールドビザの販売金額合計は 1,527,400 円であり 2,289,829 円の損失が生じている。ゴールドビザの印刷枚数 12,000 枚に対し販売枚数は 1,123 枚であり、販売枚数が印刷枚数に比し極端に少ない。また、各利用対象施設の利用者実績の合計は 2,182 人であり、販売枚数に対する利用者実績、つまり購入者の平均利用施設数は約 1.9 施設と 2 施設を割り込んでいる状況から考えれば、周遊効果も極めて低かったと言える。このような状況から、費用対効果は極めて低く、また経済性にも著しく欠ける事業であったことがうかがえる。</p> <p>当事業では、委託契約時に委託先である一般財団法人鳥取県観光事業団にゴールドビザの販売枚数及び利用者実績などの資料を実施報告書とともに提出することを要求しており、それに対して一般財団法人鳥取県観光事業団から実施報告書等の資料が提出されている。同実施報告書における委託先の所感として「事業の準備期間不足及びそれによる事前の広報不足」や「今後このようなイベントを継続するのであれば、準備期間を確保しつつ特典を十分活用できるように地域の限定や有効期間の拡大を図ることも必要」などが掲げられ、事業としての反省点や今後の方策について言及した報告書が提出されているにもかかわらず、まんが王国官房において事業効果の検証に係る資料の保存がなされていない。</p> <p>今後は、特にこのような事業効果が低かったと思われる事業に関しては、反省を含めた事業の検証を十分に行い検証結果に関する資料を作成し保存することにより、今後の事業に生かす</p>	<p>「国際まんが博」の開催に併せて来県される方々の県内周遊を目的として、県内全域を対象に観光施設と連携したセット入場券事業「ゴールドビザ」を実施し、受託業者である一般財団法人鳥取県観光事業団から今後の方策についての意見があったが、まんが王国官房では、以後、同種の事業を行う予定がなかったため、速やかに事業へ反映することができない状況にあった。</p> <p>しかしながら、翌年度の平成 25 年度に、大規模イベントとして「全国都市緑化フェア」が鳥取市で開催されたが、その際、他施設と連動したセット入場券の販売がなされている。</p> <p>その際、今回の結果を踏まえて全県型の周遊チケットの効果は低いことから地域を限定したセット入場券の販売としているが、これはまんが王国官房から「全国都市緑化フェア」の担当者へアドバイスしたもので、その意見を踏まえて企画された内容であり、他所属での事業反映がある。</p> <p>また、事業効果の検証は、事業棚卸しやサマーレビューを通じて実施しており、県議会の決算審査でも事業の必要性等を審査している。これらの議論を踏まえ、予算編成過程で事業効果等を点検し、必要性を判断の上、効果や必要性が低い場合は事業廃止を行っている。</p>

監査結果	講じた措置
<p>材料とするような仕組み・体制を構築すべきである。 (80 ページ)</p>	
<p>6 「まんが王国とっとり」小学館グループメディア広告制作・掲載業務委託</p> <p>ア 特定の旅館に関する広告掲載について【指摘事項】</p> <p>当該業務委託について、実際に発売された雑誌を閲覧することにより、雑誌への広告掲載内容の確認を行ったところ、サライ 10 月号の広告掲載は、広告掲載 2 ページのうち 1 ページは三朝温泉の特定の旅館の紹介が行われていた。サライの広告掲載内容に関しては、他の雑誌とは異なり、雑誌の編集者が広告記事を作成し、県が広告記事の内容に関与できなかつたため、雑誌の編集者がまんが王国ととりと三朝温泉の紹介にあうような特定の旅館を選定し、特定の旅館を紹介したとのことであった。</p> <p>三朝温泉の特定の旅館の選定及び広告記事の制作は、雑誌の編集者が行ったものとはいえ、特定の旅館を宣伝するような内容となっており、県が委託料を支払って、広告掲載を行っている以上、県が特定の旅館の広告料を負担しているような印象を県民に与える可能性がある。また、特定の旅館を紹介することにより、具体的に観光地の魅力を PR することができ、観光客の増加を図ることができるかもしれないが、特定の旅館のみ紹介することは、税金を使用した広告掲載としては、他の旅館との公平性に欠ける点でも問題がある。</p> <p>広告の内容については、契約当事者双方で協議し決定すると契約上なっていることから、広告内容が特定の旅館を宣伝するような不公平な印象を持たれるような内容にならず、広告内容に県民の理解が得られるように、県は注意を払うべきであったと考える。 (83 ページ)</p>	<p>「サライ」には、業務委託契約書第 2 条第 2 項の仕様書によると、「タイアップ広告 4 色 2 ページ」を掲載することになっている。タイアップ広告とは、出版社が編集するページに広告主が情報発信を希望する内容を有料で盛り込むものである。これは、広告主がページを買い取って掲載する純広告とは異なり、その掲載内容は出版社が決定するため、採りあげる素材やデザイン等が広告主の思いのままにはならない反面、純広告の料金よりは安価である。</p> <p>限られた予算で規模の大きな情報発信を行うため、「サライ」のタイアップ広告を選択した。</p> <p>特定の旅館を選択して情報発信を行うことは、県の希望をもとに掲載する雑誌の読者特性や編集方針に照らして出版社が決定したものである。また、観光行動の惹起には特定の旅館の具体的な情報に訴求力がある。よって、このたびの特定の旅館の紹介は、タイアップ広告である限りにおいて許容されるべきものと考ええる。</p> <p>ただし、特定の旅館を紹介する場合は、例えば、温泉街を象徴する景観として一般に認知されていたり、取材に要する経費をその旅館が負担していたり、加盟する旅館組合から指定を受けていたりするなど、出版社がその旅館を選択した理由の妥当性を確認することとする。</p> <p>なお、純広告では、原則として特定の旅館を宣伝しないこととするが、例外として、温泉街を訴求するにあたり、特定の旅館の写真を旅館組合等から提供を受けて利用する場合等はある。</p>
<p>7 まんが王国とっとり PR パネル等制作設置委託業務</p> <p>ア 契約書の記載文言誤り【指摘事項】</p> <p>当該委託業務に係る契約書に、実績報告書の提出等について記載されており、記載内容は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(実績報告書の提出等)</p> <p>第 7 条 乙は、広告の掲載実績について、契約期間終了後 10 日以内に掲載誌を 1 部甲に提出するとともに掲載月日及び掲載項目をまとめた実績報告書を甲に提出し、甲の確認を受けなければ</p> </div>	<p>県の担当者が当該委託契約書の作成にあたり、広告掲載に係る委託契約書を参考にした際十分確認することなく、記載内容に誤りがあったこと、また上司及び当該契約書に係る支出負担行為を確認する審査出納課も確認不足であったことが原因である。</p> <p>今後は、委託契約書の起案について十分なチェックを行うよう担当所属及び審査出納課におい</p>

監査結果	講じた措置
<p>ばならない。</p> <p>当該委託業務においては、広告の掲載の委託は行っておらず、契約書の文言が、実際の委託業務の内容と整合しておらず、不適切なものとなっている。これは、広告掲載の委託業務の契約書を参考に、当該委託業務の契約書を作成したことが原因と考えられる。契約書の文言に関しては、実際の委託業務の内容と整合していることを十分にチェックする必要がある。</p> <p>(84 ページ)</p>	<p>て徹底した。</p>
<p>イ 実績報告書等の入手・保管について【指摘事項】</p> <p>当該委託業務における実績報告書の提出に関して、契約書上の文言には上記のような不備があるが、実際の実績報告書の提出も行われていない。また、PR用パネルやPR用パンフレット・PR用ビデオの制作を委託し、実際にパネル・パンフレット・ビデオは納品されているが、納品書は入手・保管されておらず、制作物の展示設営に関しても業務完了報告書は入手・保管されていない。そのため、当該委託業務が、委託契約どおりに遂行されたことを証明する外部からの証憑が入手・保管されていない状況となっている。実績報告書や業務完了報告書は、委託業務が実際に委託契約どおりに行われたことを証明する重要な書類であり、また、納品書は、制作物が委託契約どおりに納品されたことを証明する重要な書類である。委託業務においては、実績報告書の提出を求め、入手・保管するとともに、業務完了報告書・納品書は必ず入手・保管する必要がある。</p> <p>(84 ページ)</p>	<p>委託業務の成果物の納品がなされたが、県の担当者が納品書等の証憑書類の提出確認を怠ったこと、また、委託契約書の記載文言誤りにより実績報告書の提出に関する規定が曖昧になっていたため、成果物の納入による検査員の検査だけを行っていたこと、さらに、上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>今後は、制作物が委託契約どおりに納品されたことを証明する納品書、委託業務が実際に委託契約どおりに行われたことを証明する業務完了報告書を必ず入手し、検査員の検査を確実に行う。</p> <p>また、再発防止のため、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して、委託業務に係る完了報告書について提出期限までに提出させるよう通知するとともに、会計事務研修においても周知徹底を図った。</p>
<p>8 国際まんが博ボランティアセンターに係る業務委託</p> <p>ア 収支決算書の内容確認について【意見】</p> <p>当該委託契約は、随意契約により締結されており、契約の際に委託先から徴収した見積書の内容は、以下のとおりである。</p> <p>また、委託先が実績報告の際に提出した収支決算書の内容は、以下のとおりである。</p> <p>業務委託契約書の中では、「2,992,500 円を限度として、委託料を支払う」と記載されているが、収支決算書では、予算額と決算額が全ての項目において同額であり、実際に、委託業務の実施にいくら費用が発生したのかがわかりにくい状況となっており、委託料の限度額を定め、収支決算書の提出を求めた意義が失われている。</p>	<p>「国際まんが博」を広く県民の方々と協働して取り組むため、ボランティアの方々のスケジュール調整、研修会・反省会の開催等についてボランティアセンターの運営業務を委託したものであるが、実施費用の大部分が調整業務を行う職員の人件費であり、その職員の業務量に応じた明確な区分が困難な状況にあった。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託事務の完了報告書について十分確認するよう通知した。</p>

監査結果	講じた措置
<p>る。</p> <p>委託業務の実施により発生した実際の支出金額がわかるように、詳細な収支決算書の提出を委託先に要求し、決算内容をチェックする必要がある。(86 ページ)</p>	
<p>イ ボランティアの参加人数について【意見】</p> <p>国際まんが博ボランティアセンターに係る業務委託実績報告書によると、ボランティアの延べ参加人数は、国際まんが博（鳥取会場）が 37 名、国際まんが博（倉吉会場）が 35 名で、合計 72 名である。参加人数が少数となっているが、これは、国際まんが博の開催期間中に熱中症警報が頻繁に発令され、ボランティアの方々の健康を考慮して、ボランティア参加を遠慮して頂いた経緯によるものである。委託料の金額をこの延べ参加人数で割ると、ボランティア 1 人日当たり 41,562 円となる。委託料の費用対効果を考えると、国際まんが博にボランティアが参加するのに 1 人 1 日当たり 41,562 円の費用（委託料）を要したことになり、その効果は極めて希薄である。</p> <p>広く県民の方々と協働し、積極的にボランティアの方々が参加できるようにするために、国際まんが博ボランティアセンターを設けた趣旨を考えると、結果として、ボランティアの参加人数が少数となってしまったことは残念である。県は、ボランティアセンターを有効に活用し、国際まんが博を盛り上げ、多くのボランティアが参加できるような方策を立案すべきであったと考える。(87 ページ)</p>	<p>ボランティアの参加に当たっては、ボランティアの方々の健康を考慮して、熱中症警報が発令されたら参加を遠慮していただくこととしていた。このため、ボランティアセンターでは、ボランティアへの連絡、翌日以降のスケジュール調整等の業務が発生している。</p> <p>ボランティアの活用を想定していた県主催事業であるとしてとりまんがドリームワールドは、8 月から 9 月までの開催で、熱中症警報が頻繁に発令されることが予想されボランティアの方々の有効な活用は難しかったが、そのほかのまんが関連イベントについて、ボランティアセンターを有効に活用し、国際まんが博を盛り上げ、多くのボランティアが参加できるような方策を立案すべきであったと考える。</p>
<p>9 第 1 回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集発刊業務</p> <p>ア 作品集の販売収入の取扱いの明確化について【指摘事項】</p> <p>当該委託契約において、契約書上、作品集を 1,000 冊発刊し、500 冊は鳥取県に納品すると記載されているが、残りの 500 冊については、「販売エリアは全国とすること」としか記載されておらず、500 冊を誰が販売するのか、その販売収入は誰に帰属するのかが明らかにされていない。</p> <p>まんが王国官房側の回答では、残りの 500 冊は委託先である今井印刷株式会社が販売し、販売収入（定価は 1 冊 800 円（税抜））は今井印刷株式会社の収入となり、当該収入分は、作品集の発刊費用から販売収入を控除した金額が委託</p>	<p>コンテスト作品集の発行は、委託事業者からの提案を採用して契約に至っている。提案書には記載されていた販売者、販売収入の帰属等が、契約書及び見積書に記載されていなかったこと、また、上司が確認不足であったことが原因である。</p> <p>平成 24 年度の契約額は、提案書どおり作品集の発刊費用から販売収入を控除した金額となっていることを確認した。</p> <p>平成 25 年度からは、契約に関する書類（契約書・見積書）に販売者、販売収入の帰属等を明確に記載している。</p>

監査結果	講じた措置
<p>金額とされており、委託金額を決定する際に考慮されているとのことである。しかしながら、委託先からの見積書では、作品集発刊業務一式として委託金額が記載されているのみで、販売収入を控除した委託金額となっているのか判断できない状況となっている。</p> <p>委託業務の内容を明確にするため、残り 500 冊の取扱いについては、誰が販売するのか、販売収入は誰に帰属するのかなどを委託契約書の中に明記する必要がある。また、販売収入を控除して委託金額が決定されているのであれば、契約書及び見積書において、当該事項が明らかになるように記載する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(88 ページ)</p>	
<p>10 まんが王国官房全体についての指摘事項及び意見</p> <p>(1) 再委託の禁止条項について【指摘事項】</p> <p>各委託契約書の共通の問題点として、「再委託の禁止」に係る条項が規定されていない契約書が多く見受けられた。</p> <p>再委託とは、委託業者が契約履行の全部又は主要な部分を他の者に委託することである。建設工事請負契約では、建設業法により一括下請負、いわゆる丸投げは禁止されているものの、その他の請負であれば一部の例外を除いて法律上の規制はないことから、契約書において禁止条項を掲げなければ、再委託を行うことに対して制約がなされないこととなってしまう。</p> <p>再委託の禁止に関しては、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）に以下のとおり規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>鳥取県会計規則 (契約の履行の委託)</p> <p>第 114 条 契約の相手方は、契約者の承認を受けなければ契約の履行を第三者に委託してはならない。</p> </div> <p>さらに、同条の解説・運用方針等として、以下のとおり契約書において再委託の禁止条項を掲げることと規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 契約金額等の 50%を超える委託又は業務の中核となる部分の委託は、特段の理由がある場合を除き、認めることができない。</p> <p>2 入札及び契約に際し、「契約金額の 50%を超える委託又は業務の中核となる部分の委託は特段の理由がない場合は、認めない。」旨の条件を付すこと。</p> </div>	<p>まんが王国官房で平成 24 年度に委託契約した 47 件のうち、著作権等の理由で特定の者と随意契約した 15 件について「再委託の禁止」に係る条項を規定していなかった。</p> <p>これは、特定の者しか業務を行うことができない理由で随意契約したもので、再委託できる業務内容でなかったことから、契約書に「再委託の禁止」に係る条項を盛り込まなかったこと、また、契約書案の事前審査を行う審査出納課において、十分に審査していなかったことが原因である。なお、当該契約 15 件について再委託の事実はなかった。</p> <p>今後、特定の者でなければできない委託業務の契約においても、「再委託の禁止」の条項を規定することとし、審査出納課においても、契約書の審査の際には、再委託禁止条項を記載するよう発注課に対する指導を徹底することとした。</p> <p>また、再発防止のため、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して再委託の禁止に係る条項を記載するよう通知するとともに、会計事務研修においても周知徹底を図った。</p>

監査結果	講じた措置
<p>なお、各委託契約書のなかでも、鳥取県会計規則を遵守した委託契約においては、以下のような条項を規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第〇〇条 乙(受託業者)は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲(鳥取県)の承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2 甲(鳥取県)は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(1) 再委託の契約金額が委託金額の50%を超える場合</p> <p>(2) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合</p> </div> <p>再委託の禁止の趣旨は、委託業者が一括して他の業者に再委託をするのであれば、委託業者が対価性のない利益を得ることになる可能性があるという問題が生じることを防ぐためと考えられる。再委託禁止条項を委託契約において付さなければ、事業の経済性を著しく欠く結果にもなりかねないことから、鳥取県会計規則の規定どおりに、全ての委託契約について上記のような条項を付すように改善すべきである。</p> <p>なお、契約書案の事前審査を行う審査出納課において、出納関係の資料が回付された際の精査が十分に行われていなかった結果でもありと考えられることから、契約書案の事前審査を行う担当部署としてのチェック機能を十分に果たすように努めるべきである。(88 ページ)</p>	
<p>(2) 予定価格の算定根拠について【指摘事項】</p> <p>各委託契約に当たっては、入札や随意契約を行う際に事前に予定価格を算定し、予定価格調書の作成を行っている。</p> <p>予定価格調書の作成は行われているものの、ほとんどの事業において予定価格の根拠を示す資料の保存がなく、算定根拠が不明瞭であった。予定価格は、契約金額を決定する基準として重要なものであり、また、委託料についての算定根拠は、今後の予定価格算出の参考資料ともなりうることから、今後は算定根拠を示す資料を保存するように改善すべきである。(90 ページ)</p>	<p>各委託契約の予定価格の積算にあたっては、予算編成時の見積り、過去の事例を参照して予定価格を算定し、予定価格調書の作成を行っていたが、その積算根拠の検討結果を記載した書類の保存を怠っていたことが原因である。</p> <p>平成26年3月に会計局から各部局に対して予定価格算定資料の保存について通知し、予定価格調書の作成にあたり参考とした資料等がある場合は適正に保存することとした。</p>
<p>(3) 委託料の契約方法について【意見】</p> <p>まんが王国官房の平成24年度の定期監査調書</p>	<p>委託契約の契約方法は一般競争入札が基本で</p>

監査結果	講じた措置								
<p>によれば、同年度における委託料の契約方法は以下のとおりであった。</p> <p>まんが王国官房委託料契約方法集計表</p> <table border="1" data-bbox="172 320 778 443"> <thead> <tr> <th>一般競争 入札</th> <th>指名競争 入札</th> <th>随意契約</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>51件 注</td> <td>54件</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 随意契約の件数のなかには、プロポーザル方式契約2件が含まれている。</p> <p>上表のとおり、ほとんどの契約方法が随意契約によるものである。随意契約を行っている理由として、各委託事業においてさまざまな理由が掲げられており、なかには契約先がキャラクターに係る著作権を管理しているなど、やむをえないと思われる事情があるものも見受けられる。しかし、このようにほとんどの事業が随意契約によることは、適正な競争原理が阻害されることにもなりかねない。一般競争入札等の積極的な導入により、公平性や透明性を確保するよう検討すべきである。(90 ページ)</p>	一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約	合計	2件	1件	51件 注	54件	<p>あるが、随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 に随意契約によることができる場合について規定しており、まんが王国官房の業務は、著作権が絡む業務、新聞社等広報媒体企業との直接契約等の特定の者しか実施できない業務が多く、一般競争入札を行うことが困難な状況である。</p> <p>今後、安易に随意契約を行うのではなく、真に一般競争入札ができない業務かどうかを確認した上で、適正な契約を行うこととする。</p>
一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約	合計						
2件	1件	51件 注	54件						
<p>(4) 経済波及効果の算出について【意見】</p> <p>県は、鳥取環境大学への委託により、まんが王国とつとりに関連する各イベント等への来訪者数などをもとに、平成 24 年度における国際まんが博の経済波及効果を算出している。経済波及効果とは、ある商品（財やサービス）の需要が発生すると、それを製造するために他の商品の需要が生み出され、さらにそれらを製造するさまざまな産業の生産が誘発されることである。経済波及効果の算出は、生産活動の連鎖の規模を貨幣価値で表現するものである。</p> <p>経済波及効果は、実施事業の有効性を示す指標として意味深いものであることから、算定内容に合理性を欠くものがないかなどの監査を行う必要があると判断した。</p> <p>まんが王国とつとりに関連する各イベントの経済波及効果は、イベント開催による消費額やそれに伴う生産誘発額などによって算定を行っており、各イベント会場の来訪者数に、それら来訪者の飲食代などの消費額を乗ずることなどにより算出している。なお、来訪者の消費額は、各イベント会場で実施したアンケート調査により把握した飲食費や土産代などである。</p> <p>平成 24 年度における国際まんが博の、経済波及効果の算定における来訪者数は、のべ来訪者数 3,217,756 人として集計しているが、その数値の集計内容について監査を行ったところ、以</p>	<p>経済波及効果の測定方法としては、監査人が意見される手法があるが、「国際まんが博」が、平成 24 年 8 月から 11 月までの間、鳥取をまんがやアニメ一色に染め、国内外から訪れた多くの方々に楽しんでいただくとともに、まんがの持つ多様な可能性を地域の皆さんに実感していただくことを目的としたプロジェクトであり、県が県内各地で主催したイベント、既存のまんが関連施設、市町村・民間団体等が実施するまんが関連イベント等 140 を超えるイベントの全てを対象として、国際まんが博期間中に行われた本県のまんが関連産業・イベントの経済効果を算出し、「まんが」というコンテンツにどの程度の経済効果を生み出すポテンシャルがあるのかを評価しようとしたものである。</p> <p>よって、「鳥取しゃんしゃん祭」、「米子がいな祭」及び「わったいな」等、「まんが王国とつとりに」国家戦略プロジェクト推進補助金を受けてまんが関連イベントとして実施されたものであり、国際まんが博が開催された平成 24 年度は、まさにまんが関連イベントとしての位置付けがなされていたことから調査の対象として算入したものである。</p> <p>しかしながら、経済波及効果での検証は推計であるとはいえ、県民に対する説明の指標として非常に重要なものであることから、今後は、推計手</p>								

監査結果	講じた措置
<p>下の問題点が見受けられた。</p> <p>ア 鳥取市にて毎年8月に開催されている、「鳥取しゃんしゃん祭」のメインイベントである一斉傘踊りの全来訪者数185,000人のうち、その半数の92,500人を経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めていた。平成24年の鳥取しゃんしゃん祭は、平成24年8月11日から同月15日まで開催されており(開催期間5日間の全来訪者数372,400人(最終日の花火大会の来訪者数130,000人も含まれている))、そのうち一斉傘踊りは同月14日に実施されたが、祭りの開催期間の初日である同月11日に行われたオープニングパレードに、まんが王国とっとりに関連する「漫画るろうに剣心」の実写映画公開前PRとして「るろうに剣心PR隊」が参加したことなどの理由から、前述のような算定を行っているものである。</p> <p>しかし、一斉傘踊りは、まんが王国とっとり独自のイベントではなく、歴史ある地域祭りのメインイベントであり、そのような全国的にも有名な祭りに部分的に参加しPR活動等を行ったのみで、一斉傘踊りの来訪者の半数をまんが王国とっとり関連のイベント来訪者に含めることは適切ではないと考える。まんが王国官房側は、「鳥取しゃんしゃん祭の主催者が、まんが王国と通りの趣旨に賛同し、まんが関連イベントとして実施したものであり、また、鳥取しゃんしゃん祭の開催期間の初日にPR活動等を行ったことによる祭りの全期間に及ぶ効果を、一斉傘踊りの全来訪者数の半数とした。一斉傘踊りの全来訪者数の半数を経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めることは妥当である。」との見解を示すが、オープニングパレードは一斉傘踊りが実施された日とは異なることから、一斉傘踊りの来訪者数と結びつけることは合理性に欠けると思われ、また、既存の伝統的な祭りの開催地を利用したPRなどについて、このような方法により経済波及効果の算定基礎とすることは、明らかに拡大解釈である。また、当該PRなどにより92,500人の消費を誘発したと考えることは、到底無理があると思われる。</p> <p>この来訪者数92,500人は、まんが王国と通りの関連イベントの来訪者に含めるべきではなかったと考える。</p> <p>イ 米子市にて毎年8月に開催されている、「米子がいな祭」の全来訪者数207,400人のうち、花火大会の来訪者80,000人を除く127,400人の半数63,700人を、経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めていた。これは、以下のようなキャラクター装飾によるPRを、米子がいな祭時に行ったことにより、祭りの来訪者の多くの</p>	<p>法等について予め十分検討した上で実施することとする。</p>

監査結果	講じた措置
<p>目に触れたであろうとのことで、このような算定を行っているものである。</p> <p>しかし、これも前述の一斉傘踊りと同様に、当祭りの来訪者の半数が、まんが王国とっりの独自のイベントに来訪した者と考えことに合理性はないと考える。米子がいな祭も、鳥取しゃんしゃん祭と同様に、伝統的な地域祭りであることから、そのようなイベントを利用してまんが王国とっりの建国をPRすることは広報戦略として考えると効果的なものとなるかもしれないが、これらのキャラクター装飾により、米子がいな祭の来訪者が倍増したというような状況でもない限り、単純に祭りの来訪者の半数をまんが王国とっり関連のイベントの来訪者とするのは、拡大解釈によるものと言わざるを得ない。</p> <p>よって、この来訪者数 63,700 人は、まんが王国とっりの関連イベントの来訪者に含めるべきではなかったと考える。</p> <p>ウ 鳥取市のJAの野菜等の直売所である「わったいな」で、平成 24 年 11 月 23 日から 11 月 25 日に開催された「わったいな祭」において、まんが王国とっり関連のステージイベントや漫画家によるぬりえ教室、フィギア展示などを実施しているが、当祭りの期間における直売所である「わったいな」の入館者の全員にあたる 24,000 人を、まんが王国とっりの関連イベントの来訪者数に含めていた。</p> <p>まんが王国官房側によると、これらの展示やイベントのコーナーを、「わったいな」の入館口に設置していたことから入館者全員が目に行っているとのこと、及び「わったいな祭」の主催者と一体となってイベントを開催したとのことで、入館者全員をまんが王国とっりの関連イベントの来訪者としたとのことであるが、「わったいな」は野菜等を販売する施設であり、当然に野菜等を購入する目的で来館している入館者がほとんどであることなどを考えれば、それをまんが王国とっりの独自イベントの来訪者と考えることは合理的であるとは言えない。</p> <p>設置されたぬりえ教室のコーナーなどの利用者を、来訪者とするならある程度の理解はできるが、「わったいな」の入館者の全員をまんが王国とっりの関連イベントの来訪者として算定すべきではなかったと考える。</p> <p>以上、来訪者に関しては、約 320 万人であるのべ来訪者数の一部分について監査を行ったところである。上記のいずれについても、まんが王国官房側は、各来訪者数の算定は妥当であるとの見解を示しているが、前述のとおり、まん</p>	

監査結果	講じた措置
<p>が王国とっとり関連イベントを開催したことにより増大した来訪者とは言い難いと考えられ、経済波及効果を算定する際の原則から外れることにもつながる。そのような来訪者数により、まんが王国と通りの有効性を示す指標である経済波及効果の算定ベースとして県民に公表することは、過大に算定された数値によって県民に説明していたも同様であると考え。経済波及効果は、まんが王国とっとり関連のイベントのみならず、他の県主催のイベントについても算定するケースがあると思われるが、経済波及効果は参考数値といえど、県民が県の行う事業の有効性の判断の材料ともなるものでもあることから、このような拡大した解釈に基づき算定することのないようにすべきである。</p> <p>(90 ページ)</p>	
<p>(5)「まんが王国とっとり」事業の今後の方向性について【意見】</p> <p>鳥取県においては、県民の声を行政に反映させるため、メール、郵送、電話等により「県民の声」として、行政に対する意見や要望などを県民から受け付けている。</p> <p>まんが王国官房についての平成 24 年 1 月から平成 25 年 7 月までの「県民の声」の状況を確認した結果、(略)現時点においては「まんが王国とっとり」の事業に対して、否定的な意見や提言も多く見受けられる状況である。当該事業の取組のねらいとしては、「第 2 章 監査対象の概要 第 3 まんが王国官房」にもあるように、「まんがを切り口として、国内外からの観光客誘致や鳥取県の認知度向上・イメージアップを図ること」であり、将来的に鳥取県全体の底上げを目的とした施策であること、また、今までにない取組によりオンリーワンの県として売り出すという目的もあると考えられることから、そういったもののきっかけ作りの方法と考えれば、すばらしい事業であるとも言えるかも知れない。</p> <p>しかし、現状において必ずしも県民の賛同を得ているとは言い難いと思われる状況を踏まえると、やはり県民に対する説明が足りない部分もあるのではなかろうか。まんがやアニメを活用した事業が、今後どのように鳥取県に、また県民にプラスとなるのかなどの将来ビジョンが県民に示されていないことも、賛同を得ていない一つの原因とも思われる。このような事業を</p>	<p>まんが王国と通りの今後の方向性等については、平成 25 年度に県内外の有識者等で構成する「まんが王国とっとり元老院」を設置し、平成 25 年度は年 3 回開催し、まんがの持つ凄さ・素晴らしさについて地元が理解し、まんが王国とっとりであることに誇りを持つことが必要で、そのための理解促進・意識改革の取組が重要であるとの議論が行われている。</p> <p>また、今後の将来像等を県民に説明するため、平成 26 年 5 月に「まんが王国とっとり国づくりビジョン」を策定した。</p> <p>取り組む事業については、毎年度、議会で予算等を審議いただくとともに、事業棚卸し等で折りに触れて県民の意見を聴取しつつ、まんが王国と通りの国づくりを推進していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>実施することは、県内経済の活性化を目的とする一種のきっかけづくりであるとも考えられるが、そのきっかけによって県民の自主的な活動などに移行することによってはじめて事業効果が発現されるものと思われる。そういった意味でも、事業に対して県民の理解を十分に得ることは必要不可欠である。</p> <p>このように独自性が強い事業について、県民に一定の理解を得ようとするならば、短期的な計画のみならず中期的そして長期的な事業計画を策定し、それに加えて当該事業における将来ビジョンを明らかにすることによって、まんが王国事業をきっかけとして鳥取県を元気にするものであるという方向性を県民に対して具体的に示すことが必要ではないかと考える。そのような事業計画や将来ビジョンを県民に十分に開示することによって、さらに県民の意見も取り入れるなどして、事業の方向性や方法、そして「まんが王国とっとり」事業そのものを継続するか否かなどの議論を十分に行っていくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(93 ページ)</p>	

第3 鳥取県観光連盟

監査結果	講じた措置
<p>1 「国際まんが博」観光客誘致促進事業（県受託事業）</p> <p>ア「まんが王国とっとり」バスツアー誘致事業（ア）限度額を超えた補助金の交付【指摘事項】</p> <p>当該補助金は、1事業所あたり合計20万円を限度として交付されるものであるが、名鉄観光サービス株式会社姫路支店に対しては、誤って21万円の補助金を交付している。</p> <p>当該補助金の限度額は1事業所あたり合計20万円であるため、限度額を超過している1万円については、補助金の返還を求めるべきである。また、旅行出発日の異なる複数のバスツアーに対して補助金を交付する場合には、限度額を超えて補助金を交付することがないよう、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(96 ページ)</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、担当課における内容確認が十分でないまま委託事務を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、監査指摘の内容は説明したが、誤交付は観光連盟の確認不足によるものであるため、補助事業者に対して補助金の返還は求めないこととした。</p> <p>なお、県から観光連盟への委託料については、平成26年2月、観光連盟が、当該委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、県組織においても、平成26年3月に会</p>

監査結果	講じた措置
	<p>計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p> <p>また、観光連盟において、業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成 26 年 4 月に、正職員を 1 名採用した。平成 27 年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>
<p>(イ) 補助対象期間外の旅行商品に対する補助金の交付【指摘事項】</p> <p>当該補助金は、旅行出発日が平成 24 年 8 月 3 日から同年 11 月 25 日までの旅行商品を対象に交付するものであるが、奈良交通株式会社に対しては、旅行出発日が 11 月 26 日と 12 月 3 日の旅行商品に対して補助金を交付しており（補助金の金額はそれぞれ 5 万円）、補助対象期間外の旅行商品に対して補助金を 10 万円交付している。</p> <p>当該補助金は、旅行出発日が平成 24 年 8 月 3 日から同年 11 月 25 日までの旅行商品を対象に交付するものであるため、補助金の交付対象期間外の旅行出発日のバスツアーに係る補助金 10 万円の返還を求めるべきである。</p> <p>また、補助金の交付対象期間外の旅行出発日のバスツアーに対して、補助金を交付することがないよう、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。（96 ページ）</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま委託事務を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、監査指摘の内容は説明したが、誤交付は観光連盟の確認不足によるものであるため、補助事業者に対して補助金の返還は求めないこととした。</p> <p>なお、県から観光連盟への委託料については、平成 26 年 2 月、観光連盟が、当該委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、県組織においても、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p> <p>また、観光連盟において、業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成 26 年 4 月に、正職員を 1 名採用した。平成 27 年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>
<p>(ウ) まんが博（含む関連事業・施設）への立ち寄りを行っていないバスツアーへの補助金の交付【指摘事項】</p> <p>当該補助金は、まんが博（含む関連事業・施設）への立ち寄りを条件に交付するものであるが、株式会社阪急交通社中部日本営業本部に対しては、まんが博関連施設に立ち寄っていないバスツアーに対して 20 万円の補助金を交付している。これは、補助金の交付申請段階では、まんが博関連施設へ立ち寄るバスツアーで申請を行っていたが、実際には補助金の交付要件を満たすバスツアーの実施が 10 万円分しかなかった</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま委託事務を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、監査指摘の内容は説明したが、誤交付は観光連盟の確認不足によるものであるため、補助事業者に対して補助金の返還は求めないこととした。</p> <p>なお、県から観光連盟への委託料については、</p>

監査結果	講じた措置
<p>ため、限度額である 20 万円の補助金を受け取るために、交付申請段階とは別のバスツアーで 20 万円分の実績報告を行った。しかし、当該実績報告を行ったバスツアーは、まんが博関連施設へ立ち寄らないもので要件を満たさないものであるにもかかわらず、誤って補助金を交付したものである。</p> <p>要件を満たさない実績報告に対して 20 万円の補助金を交付しているため、補助金の返還を求めべきである。</p> <p>また、補助金の交付申請時の旅行商品と補助金の実績報告時の旅行商品とが同一のものであるかを確認し、補助金の支給条件を満たしていない旅行商品に対して、補助金を交付することがないように、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。(97 ページ)</p>	<p>平成 26 年 2 月、観光連盟が、当該委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、県組織においても、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p> <p>また、観光連盟において、業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成 26 年 4 月に、正職員を 1 名採用した。平成 27 年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>
<p>(エ) 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業完了後 10 日以内に補助金実績報告書を提出しなければならないとなっているが、補助金実績報告書の提出が遅いものがある。具体的には、8 月 29 日出発のバスツアーに係る補助金実績報告書の提出日が 12 月 21 日となっているものもあり、これ以外にも補助金実績報告書の提出が補助事業完了後 10 日超経過しているものが散見される。</p> <p>補助金実績報告書の提出が遅れると、補助金の交付手続きも遅れ、事務手続きが終了しないため、補助金実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。(97 ページ)</p>	<p>観光連盟において、補助金交付事務が大量に発生し、補助事業者への督促等が遅れたこと、また、領収書等確認書類の作成を失念していた補助事業者があり、補助金実績報告書の提出が遅れたことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、補助金交付決定通知書を交付する際、通知書中に補助金実績報告書の提出期限の厳守について明記し、徹底することとした。</p> <p>なお、補助事業者の意見も勘案し、支払及び実績報告書の作成を補助事業完了後 10 日以内で行うことは困難であると判断し、今後の事業展開を円滑に行うため、平成 26 年度の補助金実績報告書の提出期限を 10 日以内から 20 日以内へと延長するよう補助金交付要綱を見直した。</p>
<p>イ 「まんが王国とっとり」商品造成支援事業</p> <p>(ア) 限度額を超えた補助金の交付【指摘事項】</p> <p>当該補助金は、1 事業所、1 事業活動に対して 20 万円を限度として交付されるものであるが、株式会社ジェイティービー西日本国内商品事業部に対しては、30 万円の補助金を交付しており、限度額を超えた交付となっている。これは、以前から補助金交付先と 30 万円の補助金を交付することで商品造成事業を行う前提で話を進めていたため、補助金の限度額が 20 万円と決まったにもかかわらず、限度額を超えていることがわかっていながら、30 万円の補助金を交付したとのことである。</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま委託業務を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、監査指摘の内容は説明したが、誤交付は観光連盟の確認不足によるものであるため、補助事業者に対して補助金の返還は求めないこととした。</p> <p>なお、県から観光連盟への委託料については、平成 26 年 2 月、観光連盟が、当該委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告</p>

監査結果	講じた措置												
<p>当該補助金の限度額は20万円であるため、限度額を超えた補助金の交付となっており、限度額を超えている10万円については、補助金の返還を求めるべきである。(98ページ)</p>	<p>書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、県組織においても、平成26年3月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p> <p>また、観光連盟において、業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成26年4月に、正職員を1名採用した。平成27年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>												
<p>ウ 県への委託費の返納について【指摘事項】</p> <p>(略)「国際まんが博」観光客誘致促進事業の補助金の支払実績は、バスツアー誘致事業10,500,000円と商品造成支援事業1,807,500円との合計12,307,500円となっている。当該事業は、県からの委託費12,000,000円を財源に実施しているが、補助金の過大交付分410,000円を考慮すると、補助金の支払実績は11,897,500円となる。そのため、補助金の支払実績を超過している委託費102,500円は県へ返納する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="191 1205 750 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">県への委託費の返納額 (単位：円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金実績額(a)</td> <td>12,307,500</td> </tr> <tr> <td>過大交付額(b)</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>適正な補助金額(c)=(a)-(b)</td> <td>11,897,500</td> </tr> <tr> <td>県からの委託費(d)</td> <td>12,000,000</td> </tr> <tr> <td>県への返納額(d)-(c)</td> <td>102,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(98ページ)</p>	県への委託費の返納額 (単位：円)		補助金実績額(a)	12,307,500	過大交付額(b)	410,000	適正な補助金額(c)=(a)-(b)	11,897,500	県からの委託費(d)	12,000,000	県への返納額(d)-(c)	102,500	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま委託事務を行ったことが原因である。</p> <p>県から観光連盟への委託料については、平成26年2月、観光連盟が、当該委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、再発防止のため、県組織においても、平成26年3月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p>
県への委託費の返納額 (単位：円)													
補助金実績額(a)	12,307,500												
過大交付額(b)	410,000												
適正な補助金額(c)=(a)-(b)	11,897,500												
県からの委託費(d)	12,000,000												
県への返納額(d)-(c)	102,500												
<p>エ 補助金の交付実績のチェック体制について【指摘事項】</p> <p>上記の2つの補助金は、交付件数が多く、また補助金の交付条件も定められていることから、補助金の交付条件を満たさないバスツアーや商品造成に対して、誤って補助金を交付する可能性があり、実際に過大な補助金の交付が行われている。</p> <p>補助金の交付元である観光連盟においては、当該補助金の担当者のみではなく、誤った金額の補助金の交付を防止するため、複数人でチェックを行う体制を構築するなどの必要がある。</p> <p>また、県は当該事業を観光連盟に委託している関係から、当該委託事業の業務完了検査は行</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま委託事務を行ったことが原因である。</p> <p>県から観光連盟への委託料については、平成26年2月、観光連盟が、委託事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ業務完了報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、委託料の返納を求めたが、この額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請した。</p>												

監査結果	講じた措置
<p>っているが、その際には補助金の過大交付は発見されていない。県は、誤って補助金を交付する可能性が高い場合や、誤って補助金を交付することを防止する体制が整っていないと思われる場合には、県の業務完了検査をより厳格に実施する必要がある。(99 ページ)</p>	<p>さらに、再発防止のため、県組織においても、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>2 とっとり「受注型企画旅行」旅行商品造成支援事業（県補助事業）</p> <p>ア 補助金の過大交付【指摘事項】</p> <p>株式会社農協観光滋賀支店に係る補助金については、補助金交付申請書で 10 台分の申請が行われ、補助金実績報告書でも 10 台分の実績報告が行われていることから、300,000 円の補助金を交付している。しかしながら、補助金実績報告書に添付されている宿泊先からの請求書などを閲覧した結果、バスの実際の運行台数は 7 台であり、3 台分過大に実績報告が行われている。</p> <p>過大に実績報告が行われている 3 台分の補助金 90,000 円については、補助金の返還を求めべきである。</p> <p>また、補助金実績報告書のバスの報告台数と実績報告書に添付されている宿泊先からの請求書などから実際の運行台数との一致を確認し、過大に補助金を交付することがないようにする必要がある。(100 ページ)</p>	<p>観光連盟において、補助事業者からの実績報告書の確認が不十分であったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま補助金事務を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟から補助事業者に対して、監査指摘の内容は説明したが、誤交付は観光連盟の確認不足によるものであり、加えて、当該補助金交付申請書外にも、対象期間中に 300 人超のバスによる送客をしていたことから、補助事業者に対して補助金の返還は求めないこととした。</p> <p>なお、県から観光連盟への補助金については、平成 26 年 2 月、観光連盟が、当該補助事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ補助金実績報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正通知を行い、補助金の返還を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、県組織においても、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して補助金の実績報告書を十分確認するよう通知した。</p> <p>また、観光連盟において、業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成 26 年 4 月に、正職員を 1 名採用した。平成 27 年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>
<p>イ 県への事業実績報告について【指摘事項】</p> <p>当該事業は県からの補助事業であり、観光連盟から事務費も補助対象となるものと誤認して、県へ事務費も含め 5,000,000 円の補助金の交付申請が行われ、県から観光連盟へ 5,000,000 円の補助金が交付されている。また、観光連盟が県へ提出している事業実績報告書の実績額も事務費相当額 290,000 円を含め 5,000,000 円であり、補助金確定額は 5,000,000 円である。しかしながら、観光連盟の決算書に計上されてい</p>	<p>観光連盟において、補助金交付要綱上、補助対象経費に事務費が含まれないことを十分認識していなかったこと、県においても、所属における内容確認が十分でないまま補助金事務を行ったことが原因である。</p> <p>なお、県から観光連盟への補助金については、平成 26 年 2 月、観光連盟が、当該補助事業の内容に沿って再精査をした上で、県へ実績報告書の再提出があり、県はこれに基づき額の確定の訂正</p>

監査結果	講じた措置
<p>るバス旅行実施事業者への補助金の支払額（上記アの過大交付分を含む）は、4,710,000円となっている。</p> <p>補助金交付決定通知書では、「補助金の額の確定は、対象経費の実績額と交付決定額のいずれか低い額により行う。」となっていることから、交付決定額（5,000,000円）よりも対象経費の実績額（4,710,000円）の方が低いため、事業実績報告書の実績額は、4,710,000円とすべきである。</p> <p>県から観光連盟に過大に交付されている290,000円の補助金及び上記アの過大交付分90,000円の合計額380,000円については、県へ補助金を返納する必要がある。</p> <p>また、事業実績報告書の実績額と事業対象経費の実績額との関係を確認し、事業実績報告書の実績額の記載を誤ることがないように注意する必要がある。（100ページ）</p>	<p>通知を行い、補助金の返納を求めたところ、指定期日までに納入があった。</p> <p>この、額の確定の訂正通知の手交の際、県は、観光連盟に対して、複数人での書類チェックを徹底するなど、業務のチェック体制の改善を要請したほか、再発防止のため、県組織において、平成26年3月に総務部から各部局に対して補助金の実績報告書を十分確認するよう通知した。</p>
<p>3 2012年山陰デスティネーションキャンペーン推進事業</p> <p>ア 事業の今後の展開について【意見】</p> <p>観光連盟において、当該事業の決定経緯などについて総会議事録等より確認したところ、会員に対して負担金の算出根拠など事業の詳細な説明がなされていない状況であった。当該事業には多額の資金が拠出されること、及び観光連盟においては、会員の会費より当該負担金を拠出していることから、会員に対して算出根拠等は十分に説明すべきであり、また、会員は旅行会社や宿泊施設など観光のプロであることから、会員からの多くの意見を取り入れることにより、今後の継続も含めた展開を検討することが望まれる。（102ページ）</p>	<p>観光連盟の総会において、限られた時間の中多くの事業の説明をするなかで、当該事業に係る説明が十分でなかったこと、総会議事録の作成にあたり担当者が詳細な記述を失念し、上司もその確認を怠っていたことが原因である。</p> <p>県は観光連盟に対して、平成26年2月に、重要な事業については、会員の意見を聞くとともに、総会等で十分な説明を行い、その内容を議事録へ記載するよう要請した。</p> <p>なお、重要案件については、観光連盟は県と十分な協議を行うとともに、県は随時処理状況を把握することとした。</p>
<p>4 会計処理関係</p> <p>(1) 物品の管理について【指摘事項】</p> <p>観光連盟では、会計規定を設けており、物品管理については同規定の第35条第2項により「物品の受払については、出納担当者が物品受払台帳を設け、所要の記録を行い残高を明確にしておかなければならない。」と規定されている。しかし、現状では物品受払台帳が全く整備されていない。</p> <p>物品の範囲については、観光連盟会計規定の第34条において「取得価格が20万円未満の資産をいう。」とされており、20万円以上の資産は会計上において固定資産として計上し、管理す</p>	<p>観光連盟の職員が、取得価格3万円以上20万円未満の物品について、物品受払台帳の整備を失念していたことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、物品受払台帳を速やかに整備した。</p> <p>県は観光連盟に対して、平成26年2月に、適切に管理するよう要請した。</p>

監査結果	講じた措置
<p>る一方で、20 万円未満の資産購入については経費処理するものの、物品受払台帳において管理することとしている。観光連盟会計規定においては物品についての下限は規定されていないことから、鳥取県物品事務取扱規則の規定を準用することになるが、同規則では、管理すべき物品を「3万円以上」と規定している。</p> <p>以上より、取得価格が3万円以上20万円未満の物品については物品受払台帳において管理すべきということとなる。平成24年度において取得した、管理すべき対象物品は以下のとおりである。</p> <p>過年度分においても、物品受払台帳において管理が必要なものを精査、抽出し、また、今後においても同台帳の整備を行い適正な管理を行うようにすべきである。(102 ページ)</p>	
<p>(2) 預り金勘定の不適正処理について【指摘事項】</p> <p>預り金勘定の計上内容について総勘定元帳などより確認を行った結果、平成24年度末の残高である1,153,520円のうち、302,849円は社会保険料、源泉所得税など内容が明確なものであったが、その差額である850,671円は計上内容が不明なものであった。当該不明金額は、前期以前から解明されることのないまま繰り越されてきたものであり、監査時点において遡及して関係資料より確認するも解明不能なものであった。</p> <p>内容としては、過去において収入計上されるべきものが処理されていなかったものであるなど、経理処理のミスによるものと推測されるが、現時点において解明が不能なものであれば、放置することなく過年度の損益修正などとして収益計上すべきと考える。</p> <p>今後は、このような経理処理ミスがないように善処するとともに、定期的に預り金残高の徹底したチェックを行うなど、改善に努めるべきである。(103 ページ)</p>	<p>観光連盟の担当職員が、従前からの引継ぎで疑義を感じることなく詳細を確認していなかったこと、また上司もその確認をしていなかったことが原因である。</p> <p>県は観光連盟に対して、平成26年2月に、適正な経理処理について周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>観光連盟において精査した結果、社会保険料などとして適正に振替処理されたもののほか、一部振替未処理などの経理ミスがあったことが判明したので、専門家(税理士)の意見を聞いて、平成25年度決算段階で、過年度修正として、雑収入に振替える会計処理を行った。</p>
<p>(3) 資金前渡の精算に係る遅延について【指摘事項】</p> <p>資金前渡の処理については、観光連盟会計規定第27条において「事業執行上必要であるときは、鳥取県会計規則の規定に準じて、資金前渡、概算払いをすることができる。」と規定しており、また、鳥取県会計規則第73条において、資金前渡の精算については「資金の前渡を受けた</p>	<p>資金前渡を受けた者及び経理担当者が不慣れなため、処理を失念していたことが原因である。</p> <p>観光連盟は、平成26年1月の月例会議で資金前渡の精算について速やかに行うよう全職員へ周知した。</p> <p>また、県は観光連盟に対して、平成26年2月</p>

監査結果	講じた措置
<p>職員は、支払完了後7日以内に資金前渡（概算払）精算書によりその精算をしなければならない。」規定されている。しかし、資金前渡の処理科目である仮払金勘定の確認を行ったところ、7日を越えて精算処理を行っているものが散見された。精算遅延は、規定に反するものであることから、今後はこのようなことがないように、資金前渡したものの徹底した管理を行うことにより、適切な精算を行うようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(103 ページ)</p>	<p>(額の確定の訂正通知を手交した際)、会計規定の再確認と適切な精算処理について要請した。</p>
<p>(4) 委託料の前払部分の経理処理誤りについて【指摘事項】</p> <p>株式会社イーベース・ソリューションズ・ラボトリーとの公式スマートフォンサイトページ作成に係る業務委託に関して、委託期間は平成25年3月4日から同年7月31日までであるが、平成24年度の部分払いとして平成25年3月31日に委託費として1,575,000円計上している。しかし、成果物の引渡しは平成25年7月であることから、当該部分払額は前払金として資産に計上すべきであり、委託費として費用計上してはならないものである。</p> <p>今後は、委託期間が年度をまたぐ事業のうち部分払いを行うものについては、費用計上することなく、前払金として処理を行うこととされたい。</p> <p style="text-align: right;">(103 ページ)</p>	<p>観光連盟の事業担当者及び経理担当者が不慣れなため、間違った処理を行ったことが原因である。</p> <p>観光連盟は、平成26年1月の月例会議で正しい処理方法について全職員へ周知した。</p> <p>また、県は観光連盟に対して、平成26年2月（額の確定の訂正通知を手交した際）、会計規定の再確認と適切な経理処理について要請した。</p>
<p>5 観光連盟全体についての意見</p> <p>(1) 職員の雇用形態の改善について【意見】</p> <p>平成24年度における観光連盟の職員の人員配置は、(略)現在は観光連盟のプロパー職員は全く存在しない状況である。非常勤職員の10名は、実態は常勤であるにもかかわらず、観光連盟の設立経緯が任意団体であったことなどから、以前より非常勤扱いとなったままであり、また、独自の俸給表は存在せず、県の俸給表の非常勤職員に係る俸給表を適用している。雇用期間は1年間であり、観光連盟より毎年度、契約期間が1年間の労働条件通知書が各職員に対して交付され、1年更新で雇用しているという状況である。</p> <p>観光連盟は、以前は県の出先機関のような位置付けとして業務を行っていたのであろうが、現在では、県との役割分担のもと観光商品の企画開発や観光情報発信などの専門性が求められる業務を独自で行っていることも勘案すれば、非常勤職員扱いのままで身分が安定しない状態</p>	<p>観光連盟は、県との役割分担のもと、観光振興の大きな役割を担うようになっており、観光連盟の業務の質の向上や継続性・専門性の確保を図るため、平成26年4月に、正職員を1名採用した。平成27年度以降も、引き続き、職員の正規化などの体制強化を進めていくこととする。</p>

監査結果	講じた措置
<p>では職員の士気に影響することも考えられ、ひいては県の観光事業の有効性に支障をきたすことにもなりかねない。人材育成の観点や職員のモチベーションを高めるためにも、職員のプロパー化により、雇用の安定を押し進めるよう検討すべきである。 (104 ページ)</p>	
<p>(2) 観光連盟の業務に対するチェック体制の構築について【意見】</p> <p>この度の包括外部監査で、観光連盟においては補助金の過払いや経理処理誤りなどが多く見受けられた。これは現在までにおいて、県や外部の者などによるチェックが十分ではなかったことも原因の一つと考えられる。</p> <p>経理処理に関しては、平成 25 年度より税理士が監事に就任していることなどからも、今後の改善は十分に期待できるところではあるが、補助金の交付などの業務処理に関する部分については、所管課である観光政策課を中心とした県の各課が補助事業等の委託先でもあることから、責任を持って十分な検査を実施し、観光連盟の業務の適正な遂行に資するような体制を構築すべきと考える。 (105 ページ)</p>	<p>監査意見を踏まえ、委託料及び補助金に係るチェックリスト（ひながた）を平成 26 年 2 月に作成した。観光連盟に対してもこれを活用して、それぞれの事業内容に即した個別のチェックリストを作成し、委託料の完了報告書及び補助金の実績報告書の検査にあたり証拠書類の確認により厳正な検査を実施することとした。</p> <p>また、委託料については、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して、完了報告書の確認にあたりあらかじめ業務内容に即したチェックリストを作成するなど、適正な事務処理のための工夫を行うよう通知した。</p> <p>補助金についても、平成 26 年 3 月に総務部から各部局に対して、補助金の実績報告書を十分確認するよう通知し、同年 4 月には補助金に係るチェックリストを作成し書類を確認するなど適正化に努めるよう通知した。</p>